

3月定例教育委員会 次第

1 日時 令和8年3月26日(木) 9時30分～

2 場所 佐世保市役所11階 会議室1

3 内容

(1) 教育長報告

(2) 令和8年1月分 議事録確認

(3) 議題

① 佐世保市奨学基金条例施行規則の一部改正の件 (総務課)

② 佐世保市立学校使用規則の一部改正の件 (教育施設課)

③ 佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正の件 (教育施設課)

④ 佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件 (学校教育課)

⑤ 佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部改正の件 (学校保健課)

(4) 協議事項

① 佐世保市立「学びの多様化学校(分教室)」設置基本計画(案)について(学校教育課)

(5) 報告事項

① 令和8年度使用学校体育実技教材用図書(副読本)の選定について(学校保健課)

② 教育委員の小・中学校合同校長研修会への出席依頼について(学校教育課)

(6) その他

① 次回開催予定について

以上

(総務課)

3月定例教育委員会 (議 題)

- | | |
|--------------------------------------------------|---------------|
| ① 佐世保市奨学基金条例施行規則の一部改正の件（総務課） | ・・・ P 1～P 3 |
| ② 佐世保市立学校使用規則の一部改正の件（教育施設課） | ・・・ P 4～P 18 |
| ③ 佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正の件（教育施設課） | ・・・ P 19～P 50 |
| ④ 佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件（学校教育課） | ・・・ P 51～P 53 |
| ⑤ 佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部改正の件（学校保健課） | ・・・ P 54～P 61 |

令和8年3月 定例教育委員会議題

佐世保市奨学基金条例施行規則の一部改正の件

佐世保市奨学基金条例施行規則（平成12年教育委員会規則第3号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和8年3月26日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後	改正前								
<p>(貸付又は給付金額)</p> <p>第4条 奨学金の貸付又は給付金額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 766 1104 858"> <thead> <tr> <th>奨学金の種類</th> <th>貸付又は給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(奨学金の返還)</p> <p>第20条 奨学金の返還期間は、次のとおりとする。ただし、次条の規定により返還を猶予されたときは、当該猶予された期間を合算するものとする。</p> <p>(1) 高等学校等の奨学生であつた者は、貸付期間満了の翌月から計算して6箇月を経過した月から<u>12年以内</u>の期間</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	奨学金の種類	貸付又は給付金額	(略)	(略)	<p>(貸付又は給付金額等)</p> <p>第4条 奨学金の貸付又は給付金額は、次のとおりとし、<u>その人員は予算の範囲内で教育委員会が定めるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 766 2112 858"> <thead> <tr> <th>奨学金の種類</th> <th>貸付又は給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(奨学金の返還)</p> <p>第20条 奨学金の返還期間は、次のとおりとする。ただし、次条の規定により返還を猶予されたときは、当該猶予された期間を合算するものとする。</p> <p>(1) 高等学校等の奨学生であつた者は、貸付期間満了の翌月から計算して6箇月を経過した月から<u>10年以内</u>の期間</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	奨学金の種類	貸付又は給付金額	(略)	(略)
奨学金の種類	貸付又は給付金額								
(略)	(略)								
奨学金の種類	貸付又は給付金額								
(略)	(略)								

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第20条第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(提案理由)

奨学金の貸付金額の見直し及び選択制の導入に伴い、貸付人員を定める規定を削るとともに、高額な貸付金額の選択により、返還時に奨学生の負担が増大する場合は想定されることから、高等学校等の返還期間の上限を延長するため提案するものです。

制度変更前後の返還期間について

大学生等と高校生等が貸付最高額である月額 40,000 円に対する返還を行う際に、返還期間が従来そのままでは、高校生等のひと月あたりの返還月額が大学生等よりも高額となるため、現在の大学生の返還年数の計算方法である在学年数（4 年）×4 の 16 年に合わせて高校生等も在学年数（3 年）×4 の 12 年に変更する。

令和 6 年度までの返還月額

例 高校生等（3 年間） 貸付最高額 $20,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} \times 3 \text{ 年} = 720,000 \text{ 円}$

返還額 $720,000 \text{ 円} \div 10 \text{ 年} \div 12 \text{ 月} = 6,000 \text{ 円}$ —①

大学生等（4 年間） 貸付最高額 $40,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} \times 4 \text{ 年} = 1,920,000 \text{ 円}$

返還額 $1,920,000 \text{ 円} \div 16 \text{ 年} \div 12 \text{ 月} = 10,000 \text{ 円}$ —②

制度変更後（高校生等の貸付金額が最大 4 万円）

例 高校生（3 年間） 貸付最高額 $40,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} \times 3 \text{ 年} = 1,440,000 \text{ 円}$

返還額 $1,440,000 \text{ 円} \div 10 \text{ 年} \div 12 \text{ 月} = 12,000 \text{ 円}$ —③

●②と③を比較した際に高校生の返還月額が同様の大学生の返還月額を超えてしまい、公平性に欠けるため、高校生の返還

年数（10 年→12 年）を変更する。返還額 $1,440,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 年} \div 12 \text{ 月} = 10,000 \text{ 円}$

令和 8 年 3 月 定例教育委員会議題

佐世保市立学校使用規則の一部改正の件

佐世保市立学校使用規則（昭和 4 6 年 3 月 3 1 日教委規則第 1 号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後	改正前
<p>(使用上の義務)</p> <p>第 6 条 使用者は、当該施設長の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>施設の敷地内</u>において喫煙しないこと。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(使用上の義務)</p> <p>第 6 条 使用者は、当該施設長の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>指定場所以外</u>において喫煙しないこと。</p> <p>(6) (略)</p>
<p>(使用許可の取消等)</p> <p>第 9 条 施設長は、次の各号の一に該当する場合は、施設の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第 3 条第 3 項の規定に違反したとき。</u></p>	<p>(使用許可の取消等)</p> <p>第 9 条 施設長は、次の各号の一に該当する場合は、施設の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

(3)・(4) (略)

(使用時間の制限)

第 10 条 施設の使用を許可する時間は、次に掲げる時間とする。ただし、施設長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 平日 午後5時から午後9時まで。

(2) 佐世保市立小・中学校及び義務教育学校管理規則（平成13年教育委員会規則第2号）第3条第1項に規定する学校の休業日 午前8時から午後9時まで。

(施設の回復等)

第 15 条 使用者は、施設の使用を終った場合は、直ちに原状に復し、清掃及び火気の後始末を確実にし、施設の引継ぎを完了しなければならない。

2 (略)

(賠償)

第 16 条 使用者が故意又は過失によつて施設又は設備に損害を与えたときは、施設長又は教育委員会の指示に従い、直ちに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(使用状況の報告)

第 17 条 (略)

(使用時間の制限)

第 10 条 施設の使用を許可する時間は、次に掲げる時間とする。ただし、施設長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 平日 午後6時から午後9時まで。

(2) 佐世保市立小・中学校及び義務教育学校管理規則（平成13年教育委員会規則第2号）第3条第1項に規定する学校の休業日 午前9時から午後9時まで。

(施設の回復等)

第 15 条 使用者は、施設の使用を終った場合は、直ちに原状に復し、清掃及び火気の後始末を確実にし、当該施設長の検査をうけ、施設の引継ぎを完了しなければならない。

2 (略)

(賠償)

第 16 条 使用者が故意又は過失によつて施設に損害を与えたときは、施設長の指示に従い、直ちに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(使用状況の報告)

第 17 条 (略)

様式 1

			受付番号	
校長	教頭	係員	姓	理
			年 月 日	
下記の理由に該当するため佐世保市立学校使用規則第12条により実費を免除する。				
<input type="checkbox"/> 佐世保市の児童生徒が社会体育を目的として使用するとき。				
<input type="checkbox"/> 学校運営上必要があると認める行事に使用するとき。				
<input type="checkbox"/> 施設長が特別の理由があると認めるとき。(理由: _____)				

佐世保市立学校施設使用許可申請書				
佐世保市立 _____ 学校長(園長)様			年 月 日	
申請人氏名 _____			印 _____	
佐世保市立学校使用規則を遵守のうえ、下記のとおり申請します。				
記				
1 使用の日時	年 月 日	自 時 分	至 時 分	
2 使用の目的				
3 使用の施設 佐世保市立 _____ 学校				
<input type="checkbox"/> 体育館 (全面 半面) <input type="checkbox"/> 講堂 (全面 半面) 半面利用は、電気も半面 <input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 教室 <input type="checkbox"/> その他 (_____) 点灯利用となります。				
4 団体名並びに責任者氏名及び住所等				
団体名 _____		責任者氏名 _____		
住所 佐世保市 _____ 町 _____ 番 _____ 号		電話番号 _____		
5 参加人員	名(うち小・中学生 _____ 人)	6 参加料等の有無 有 無		
7 電気使用の有無	有 無	8 会場の取締り及び管理方法		
9 大会等に利用の場合の開催要領等の有無 有 無 (「有」の場合は添付して下さい。)				

- 許可条件
- 1 使用者は施設に損害を加えてはならない。
 - 2 使用者は使用許可以外の施設を無断で使用したりしてはならない。
 - 3 使用者は施設に無断ではり紙を貼し又は釘類を使用したりしてはならない。
 - 4 使用者は施設の無断変更をしてはならない。
 - 5 使用者は学校敷地内で喫煙をしてはならない。
 - 6 使用者は施設の使用を終った場合は直ちに原状に復し消灯・清掃及び火気の始末を確実にしなければならない。
 - 7 使用者は自己の責任において上記各項を参加者に遵守させなければならない。
 - 8 使用者が故意又は過失によって施設に損害を加えたときは原状回復又は賠償をしなければならない。
 - 9 使用者が故意又は過失によって施設に損害を加えたときは原状回復又は賠償をしなければならない。
 - 10 使用に際し特に付した条件

様式 1

			受付番号	
校長	教頭	係員	姓	理
			年 月 日	
下記の理由に該当するため佐世保市立学校使用規則第12条により実費を免除する。				
<input type="checkbox"/> 佐世保市の児童生徒が社会体育を目的として使用するとき。				
<input type="checkbox"/> 学校運営上必要があると認める行事に使用するとき。				
<input type="checkbox"/> 施設長が特別の理由があると認めるとき。(理由: _____)				

佐世保市立学校施設使用許可申請書				
佐世保市立 _____ 学校長(園長)様			年 月 日	
申請人氏名 _____			印 _____	
佐世保市立学校使用規則を遵守のうえ、下記のとおり申請します。				
記				
1 使用の日時	年 月 日	自 時 分	至 時 分	
2 使用の目的				
3 使用の施設 佐世保市立 _____ 学校				
<input type="checkbox"/> 体育館 (全面 半面) <input type="checkbox"/> 講堂 (全面 半面) 半面利用は、電気も半面 <input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 教室 <input type="checkbox"/> その他 (_____) 点灯利用となります。				
4 団体名並びに責任者氏名及び住所等				
団体名 _____		責任者氏名 _____		
住所 佐世保市 _____ 町 _____ 番 _____ 号		電話番号 _____		
5 参加人員	名(うち小・中学生 _____ 人)	6 参加料等の有無 有 無		
7 電気使用の有無	有 無	8 会場の取締り及び管理方法		
9 大会等に利用の場合の開催要領等の有無 有 無 (「有」の場合は添付して下さい。)				

- 許可条件
- 1 使用者は施設に損害を加えてはならない。
 - 2 使用者は使用許可以外の施設を無断で使用したりしてはならない。
 - 3 使用者は施設に無断ではり紙を貼し又は釘類を使用したりしてはならない。
 - 4 使用者は施設の無断変更をしてはならない。
 - 5 使用者は学校敷地内で喫煙をしてはならない。
 - 6 使用者は施設の使用を終った場合は直ちに原状に復し消灯・清掃及び火気の始末を確実にしなければならない。
 - 7 使用者は自己の責任において上記各項を参加者に遵守させなければならない。
 - 8 使用者が故意又は過失によって施設に損害を加えたときは原状回復又は賠償をしなければならない。
 - 9 小学校の施設の使用者は、鍵の受渡しの際に許可書を提示しなければならない。
 - 10 使用に際し特に付した条件

様式 2

許可第	号	佐世保市立学校施設使用許可書
<p>年 月 日付佐世保市立学校使用許可申請に関し、下記の条件を付し許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 使用者は、施設に損害を加えてはならない。</p> <p>(2) 使用者は、使用許可以外の施設を無断で使用したりしてはならない。</p> <p>(3) 使用者は、施設に無断ではり紙をし又は釘類を使用したりしてはならない。</p> <p>(4) 使用者は、施設の無断変更をしてはならない。</p> <p>(5) 使用者は、学校敷地内で喫煙をしてはならない。</p> <p>(6) 使用者は、施設の使用を終った場合は直ちに原状に復し消灯・清掃及び火気の始末を確実にしなければならない。</p> <p>(7) 使用者は、自己の責任において上記各項を参集者に遵守させなければならない。</p> <p><u>(8) 使用者は施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p><u>(9) 使用者が故意又は過失によって施設に損害を加えたときは原状回復又は賠償をしなければならない。</u></p> <p>(10) 使用に際し、特に付した条件</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">佐世保市立 学校長（園長） 様</p>		
<u>使用施設の暗証番号</u>		

○使用時にこの許可書を学校長（園長）に提示してください。

○スマートロックの暗証番号の有効期間は許可日時の前後10分までとなります。

様式 2

許可第	号	佐世保市立学校施設使用許可書
<p>年 月 日付佐世保市立学校使用許可申請に関し、下記の条件を付し許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 使用者は、施設に損害を加えてはならない。</p> <p>(2) 使用者は、使用許可以外の施設を無断で使用したりしてはならない。</p> <p>(3) 使用者は、施設に無断ではり紙をし又は釘類を使用したりしてはならない。</p> <p>(4) 使用者は、施設の無断変更をしてはならない。</p> <p>(5) 使用者は、学校敷地内で喫煙をしてはならない。</p> <p>(6) 使用者は、施設の使用を終った場合は直ちに原状に復し消灯・清掃及び火気の始末を確実にしなければならない。</p> <p>(7) 使用者は、自己の責任において上記各項を参集者に遵守させなければならない。</p> <p><u>(8) 使用者が故意又は過失によって施設に損害を加えたときは原状回復又は賠償をしなければならない。</u></p> <p><u>(9) 小学校の施設の使用者は、鍵の受渡しの際に本許可書を提示しなければならない。</u></p> <p>(10) 使用に際し、特に付した条件</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">佐世保市立 学校長（園長） 様</p>		

○使用時にこの許可書を学校長（園長）に提示してください。

(施行期日)

この条例(規則)は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の第11条及び12条の規定は、この規則の施行の日以後の使用について適用し、同日前までの使用に係る実費負担相当額の徴収については、なお従前の例による。

(提案理由)

令和8年4月1日より、学校施設予約システム(まちかぎりモート)及びスマートロックサービスの運用開始とあわせて従来の制度の見直しを行い、規則の一部を改正するため提案するものです。

			受付番号	
校長	教頭	係員	処	理
			年	月
			日	
下記の理由に該当するため佐世保市立学校使用規則第12条により実費を免除する。				
<input type="checkbox"/> 佐世保市の児童生徒が社会体育を目的として使用する時。				
<input type="checkbox"/> 学校運営上必要があると認める行事に使用する時。				
<input type="checkbox"/> 施設長が特別の理由があると認める時。(理由: _____)				

佐世保市立学校施設使用許可申請書				
年 月 日				
佐世保市立		学校長(園長)様		
申請人 氏 名				
佐世保市立学校使用規則を遵守のうえ、下記のとおり申請します。				
記				
1 使用の日時	年 月 日	自	時 分	
		至	時 分	
2 使用の目的				
3 使用の施設	佐世保市立	学校		
<input type="checkbox"/> 体育館 (全面 半面)	<input type="checkbox"/> 講堂 (全面 半面)	半面利用は、電気も半面点灯利用となります。		
<input type="checkbox"/> 運動場	<input type="checkbox"/> 教室	<input type="checkbox"/> その他 ()		
4 団体名並びに責任者氏名及び住所等	団体名			
	責任者氏名			
	住所	佐世保市	町	番 号
			電話番号	
5 参集人員	名(うち小・中学生	人)	6 参加料等の有無	有 無
7 電気使用の有無	有 無	8 会場の取締り及び管理方法		
9 大会等に利用の場合の開催要領等の有無 有 無 (「有」の場合は添付して下さい。)				

許可条件

- 1 使用者は施設に損害を加えてはならない。
- 2 使用者は使用許可以外の施設を無断で使用したりしてはならない。
- 3 使用者は施設に無断ではり紙をし又は釘類を使用したりしてはならない。
- 4 使用者は施設の無断変更をしてはならない。
- 5 使用者は学校敷地内で喫煙をしてはならない。
- 6 使用者は施設の使用を終った場合は直ちに原状に復し消灯・清掃及び火気の始末を確実にしなければならない。
- 7 使用者は自己の責任において上記各項を参集者に遵守させなければならない。
- 8 使用者は施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 9 使用者が故意又は過失によって施設に損害を加えたときは原状回復又は賠償をしなければならない。
- 10 使用に際し特に付した条件

許可第	号	佐世保市立学校施設使用許可書
<p>年 月 日付佐世保市立学校使用許可申請に関し、下記の条件を付し許可します。</p> <p>記</p> <p>(1) 使用者は、施設に損害を加えてはならない。</p> <p>(2) 使用者は、使用許可以外の施設を無断で使用したりしてはならない。</p> <p>(3) 使用者は、施設に無断ではり紙をし又は釘類を使用したりしてはならない。</p> <p>(4) 使用者は、施設の無断変更をしてはならない。</p> <p>(5) 使用者は、学校敷地内で喫煙をしてはならない。</p> <p>(6) 使用者は、施設の使用を終わった場合は直ちに原状に復し消灯・清掃及び火気の始末を確実にしなければならない。</p> <p>(7) 使用者は、自己の責任において上記各項を参集者に遵守させなければならない。</p> <p><u>(8) 使用者は施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p><u>(9) 使用者が故意又は過失によって施設に損害を加えたときは原状回復又は賠償をしなければならない。</u></p> <p>(10) 使用に際し、特に付した条件</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">佐世保市立 学校長（園長） 様</p>		
<u>使用施設の暗証番号</u>		

○使用時にこの許可書を学校長（園長）に提示してください。

○スマートロックの暗証番号の有効期間は許可日時の前後10分までとなります。

改正

昭和52年3月31日教育委員会規則第5号

平成14年4月1日教育委員会規則第6号

平成25年12月20日教育委員会規則第8号

平成26年2月25日教育委員会規則第10号

平成28年3月1日教育委員会規則第4号

平成30年1月25日教育委員会規則第2号

平成30年2月23日教育委員会規則第8号

平成30年7月23日教育委員会規則第14号

平成31年2月18日教育委員会規則第1号

平成31年4月26日教育委員会規則第11号

令和2年6月19日教育委員会規則第18号

令和5年6月29日教育委員会規則第13号

佐世保市立学校使用規則

（目的）

第1条 この規則は、佐世保市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園の校地、校舎、講堂、体育館その他の附属施設（以下「施設」という。）の使用に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を規定し、もつて施設の適正な管理を図ることを目的とする。

（使用許可の申請）

第2条 施設を使用しようとする者は、佐世保市立学校施設使用許可申請書（様式1）により当該学校長又は園長（以下「施設長」という。）に、使用する日の5日前までに申請しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、施設長は申請書の提出期限を短縮することができる。

（使用の許可）

第3条 施設の使用許可は、当該施設長が行なう。ただし、異例のものについては、あらかじめ教育委員会と合議するものとする。

2 施設長は、施設の使用を許可したときは、佐世保市立学校施設使用許可書（様式2）を交付する。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、この権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

（使用許可の制限）

第4条 施設長は、次の各号の一に該当する場合は、施設の使用を許可することができない。

- （1）学校教育上支障があると認めたとき。
- （2）営利を目的とするもの又はこれに類するものと認めたとき。
- （3）公安、風俗その他公共の福祉に反すると認めたとき。
- （4）危険若しくはき損の恐れがあると認めたとき。
- （5）その他学校管理上支障があると認めたとき。

（使用許可の条件）

第5条 施設長は、管理上その他必要があると認めたときは、使用許可について特に条件を付することができる。

（使用上の義務）

第6条 使用者は、当該施設長の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- （1）施設に損害を加えないこと。
- （2）使用許可以外の施設を使用しないこと。
- （3）施設に無断ではり紙をし、又は釘類を使用しないこと。
- （4）許可なく施設の変更をしないこと。
- （5）施設の敷地内において喫煙しないこと。
- （6）その他教育委員会において指示したこと。

（参集者の制限）

第7条 使用者は、次の各号の一に該当する者があれば、これを参集させてはならない。

- （1）感染性疾患があると認められる者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）その他施設長及び教育委員会において適当でないと認めた者

（取締人の設置）

第8条 使用者は、参集者に対し、使用の個所を明示し、当該施設以外に立ち入らないよう厳重に取り締まるほか、必要に応じ取締人を置かなければならない。

（使用許可の取消等）

第9条 施設長は、次の各号の一に該当する場合は、施設の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可の条件若しくは指示を遵守しないとき。
- (2) 第3条第3項の規定に違反したとき。
- (3) 施設長又は教育委員会において緊急に使用する必要が生じたとき。

(使用時間の制限)

第10条 施設の使用を許可する時間は、次に掲げる時間とする。ただし、施設長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 平日 午後 5時 から午後9時まで。
- (2) 佐世保市立小・中学校及び義務教育学校管理規則（平成13年教育委員会規則第2号）第3条第1項に規定する学校の休業日 午前 8時 から午後9時まで。

(使用料)

第11条 使用料は、無料とする。ただし、電気料、水道料等は使用者の実費負担とする。

2 前項に規定する実費の納期限は、施設を使用した月の翌々月の末日とする。ただし、3月中の使用に係る実費の納期限は、4月末日とする。

(実費の免除)

第12条 前条第1項ただし書の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、実費を免除することができる。

- (1) 佐世保市の児童生徒が社会体育を目的として使用するとき。
- (2) 教育委員会が実施する行事に使用するとき。
- (3) 当該施設の施設長が学校運営上必要があると認める行事に使用するとき。
- (4) 当該施設の施設長が特別の理由があると認めるとき。

(施設の補設)

第13条 使用者は、施設に特別の設備等を補設する場合は、その旨を文書により申請し、あらかじめ、施設長の許可をうけなければならない。

2 施設長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、必要な設備を設けさせ、又は設備の変更を命ずることができる。

(職員等の立入)

第14条 当該施設長又は関係職員は、管理上必要がある場合は、許可した施設に立入ることができる。

(施設の回復等)

第15条 使用者は、施設の使用を終つた場合は、直ちに原状に復し、清掃及び火気の後始末を確実にし、~~当該施設長の検査を受け~~、施設の引継ぎを完了しなければならない。

2 前項の規定は、第13条第1項により補設した場合に準用する。

(賠償)

第16条 使用者が故意又は過失によつて施設に損害を与えたときは、施設長又は教育委員会の指示に従い、直ちに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(使用状況の報告)

第17条 施設長は、1年間の施設の使用状況を佐世保市立学校施設使用状況報告書(様式3)により、翌年度4月30日までに教育委員会に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 佐世保市立学校使用条例施行規則(昭和37年教委規則第4号)は、廃止する。

附 則(昭和52年3月31日教委規則第5号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日教委規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の様式1の規定により提出されている申請書は、改正後の様式1の規定により提出された申請書とみなす。

附 則(平成26年2月25日教委規則第10号)

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則(平成28年3月1日教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式1の規定により提出されている申請書は、改正後の様式1の規定により提出された申請書とみなす。

附 則 (平成30年1月25日教委規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月23日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年7月23日教委規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る実費について適用し、同日前の使用に係る実費については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年2月18日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年6月19日教委規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式1の規定により提出されている申請書は、改正後の様式1の規定により提出された申請書とみなす。

附 則 (令和5年6月29日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条の規定は、この規則の施行の日以後の使用について適用し、同日前までの使用に係る実費負担相当額の徴収については、なお従前の例による。

様式1

			受付番号	
校長	教頭	係員	処 理	
			年 月 日	
下記の理由に該当するため佐世保市立学校使用規則第12条により実費を免除する。				
<input type="checkbox"/> 佐世保市の児童生徒が社会体育を目的として使用するとき。				
<input type="checkbox"/> 学校運営上必要があると認める行事に使用するとき。				
<input type="checkbox"/> 施設長が特別の理由があると認めるとき。(理由: _____)				

佐世保市立学校施設使用許可申請書					
					年 月 日
佐世保市立		学校長(園長)様			
申請人氏名					
佐世保市立学校使用規則を遵守のうえ、下記のとおり申請します。					
記					
1 使用の日時	年 月 日	自	時 分	至	時 分
2 使用の目的					
3 使用の施設	佐世保市立	学校			
<input type="checkbox"/> 体育館 (全面 半面)		<input type="checkbox"/> 講 堂 (全面 半面)		半面利用は、電気も半面点灯利用となります。	
<input type="checkbox"/> 運動場		<input type="checkbox"/> 教室		<input type="checkbox"/> その他 ()	
4 団体名並びに責任者氏名及び住所等	団 体 名	責任者氏名			
	住 所	佐世保市	町	番	号
			電話番号		
5 参集人員	名(うち小・中学生	人)	6 参加料等の有無	有	無
7 電気使用の有無	有	無	8 会場の取持り及び管理方法		
9 大会等に利用の場合の開催要領等の有無 有 無 (「有」の場合は添付して下さい。)					

許可条件

- 1 使用者は施設に損害を加えてはならない。
- 2 使用者は使用許可以外の施設を無断で使用したりしてはならない。
- 3 使用者は施設に無断ではり紙をし又は釘類を使用したりしてはならない。
- 4 使用者は施設の無断変更をしてはならない。
- 5 使用者は学校敷地内で喫煙をしてはならない。
- 6 使用者は施設の使用を終った場合は直ちに原状に復し消灯・清掃及び火気の始末を確実にしなければならない。
- 7 使用者は自己の責任において上記各項を参集者に遵守させなければならない。
- 8 使用者は施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 9 使用者が故意又は過失によって施設に損害を加えたときは原状回復又は賠償をしなければならない。
- 10 使用に際し特に付した条件

許可第	号	佐世保市立学校施設使用許可書
<p>年 月 日付佐世保市立学校使用許可申請に関し、下記の条件を付し許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 使用者は、施設に損害を加えてはならない。</p> <p>(2) 使用者は、使用許可以外の施設を無断で使用したりしてはならない。</p> <p>(3) 使用者は、施設に無断ではり紙をし又は釘類を使用したりしてはならない。</p> <p>(4) 使用者は、施設の無断変更をしてはならない。</p> <p>(5) 使用者は、学校敷地内で喫煙をしてはならない。</p> <p>(6) 使用者は、施設の使用を終った場合は直ちに原状に復し消灯・清掃及び火気の始末を確実にしなければならない。</p> <p>(7) 使用者は、自己の責任において上記各項を参集者に遵守させなければならない。</p> <p><u>(8) 使用者は施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p><u>(9) 使用者が故意又は過失によって施設に損害を加えたときは原状回復又は賠償をしなければならない。</u></p> <p>(10) 使用に際し、特に付した条件</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">佐世保市立 学校長（園長） 様</p>		
<u>使用施設の暗証番号</u> <small>(スマートロック対象施設の場合のみ)</small>		

○使用時にこの許可書を学校長（園長）に提示してください。

○暗証番号の有効期間は許可日時的前後10分までとなります。

様式3

年度分佐世保市立学校施設使用状況報告書				
種 別 施設 の区分	件 数	実 費 徴 収 額	参 集 者 の 人 員	備 考
講堂体育館		円		
屋外運動場		円		
教室その他		円		
合 計				

学校施設の使用状況は上記のとおりでありますから報告いたします。

年 月 日

佐世保市立 学校長(園長)

佐世保市教育委員会教育長 殿

令和 8 年 3 月 定例教育委員会議題

佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正の件

佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則（昭和 5 1 年 5 月 1 9 日教委規則第 1 1 号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、佐世保市における社会体育の普及並びに児童の安全な遊び場の確保のため、佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の校庭、体育館及び<u>武道館</u>（以下「<u>学校施設</u>」という。）を学校教育に支障のない範囲で、児童、生徒その他一般市民の利用に供すること（以下「<u>学校施設の開放</u>」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(開放の種類)</p> <p>第 3 条 学校施設の開放の種類は、次の 2 種類とする。</p> <p>(1) スポーツ開放 団体が行うスポーツ及びレクリエーシ</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、佐世保市における社会体育の普及並びに児童の安全な遊び場の確保のため、佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の校庭<u>並びに</u>体育館（以下「<u>学校の施設</u>」という。）を学校教育に支障のない範囲で、児童、生徒その他一般市民の利用に供すること（以下「<u>学校施設の開放</u>」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(開放の種類)</p> <p>第 3 条 学校施設の開放の種類は、次の 2 種類とする。</p> <p>(1) スポーツ開放 団体が行うスポーツ及びレクリエーシ</p>

ヨンの利用に供するため、中学校の校庭並びに小学校、中学校及び義務教育学校の体育館及び武道館を開放する。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、小学校及び義務教育学校の校庭を開放する。

(2) (略)

(学校開放の日時)

第4条 (略)

2 (略)

(利用者登録)

第5条 学校施設をスポーツ開放により利用しようとする団体は、あらかじめ教育委員会に登録（以下「利用者登録」という。）を申請しなければならない。

2 前項に規定する申請をしようとする団体は、佐世保市学校施設の開放に関する利用者登録申請書（様式第1号）及び団体構成員名簿（様式第2号）に次の各号に掲げる事項を記載し、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 団体名

(2) 代表者氏名

ヨンの利用に供するため、中学校の校庭並びに小学校、中学校及び義務教育学校の体育館を開放する。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、小学校及び義務教育学校の校庭を開放する。

(2) (略)

第4条 削除

(学校開放の日時)

第5条 (略)

2 (略)

3 遊び場開放の日時は、別に教育委員会が定める。

第6条 削除

<p><u>(3) 代表者住所</u></p> <p><u>(4) メールアドレス</u></p> <p><u>(5) 電話番号</u></p> <p><u>(6) 構成員の人数</u></p> <p><u>(7) 前号のうち市内の小学校、中学校又は義務教育学校に通学している児童又は生徒の人数</u></p> <p><u>(8) 構成員の氏名</u></p> <p><u>(9) 構成員の住所</u></p> <p><u>(10) その他教育委員会が必要と認める事項</u></p> <p><u>3 教育委員会は、第1項の規定による申請を適当と認めたときは、施設の情報提供、利用等に関する事務を電子情報処理組織によつて処理する情報システム（以下「予約システム」という。）に利用者登録を行うものとする。</u></p> <p><u>（登録資格）</u></p> <p><u>第6条 前条の利用者登録を行うことができる団体は、佐世保市内に在住、在勤又は在学する者が10人以上の人数で団体を構成し、かつ、当該団体に監督者としての成人が含まれる場合に限るものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の団体については利用者登録を行うことができない。</u></p> <p><u>(1) 第9条の規定により利用者登録を抹消され、その抹消の</u></p>	<p><u>（利用の許可）</u></p> <p><u>第7条 スポーツ開放は、佐世保市内に在住、在勤又は在学する者が10人以上の人数で団体を構成し、かつ、当該団体に監督者としての成人が含まれる場合に限り許可するものとする。</u></p> <p><u>2 遊び場開放は、開放学校区内に在住する児童に限り許可するものとする。</u></p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

日から 12 月を経過していない団体の代表者を、代表者又は構成員としている団体

3 前 2 項の規定に関わらず、特別の事情があるときは、教育委員会は利用者登録を行うことができるものとする。

(重複登録の禁止)

第 7 条 同一の構成員による団体が重複して利用者登録をすることはできない。

(登録事項変更等の届出)

第 8 条 第 5 条第 3 項の規定により利用者登録を受けたもの（以下「利用登録者」という。）は、同条第 2 項各号に規定する事項を変更しようとするとき、又はその登録を廃止しようとするときは、佐世保市学校施設の開放に関する利用者登録変更・廃止届（様式第 3 号）を教育委員会に提出しなければならない。

(利用者登録の抹消)

第 9 条 教育委員会は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。

(1) 第 6 条に規定する登録資格を喪失したと認められるとき。

(2) 第 7 条の規定に違反したと認められるとき。

(3) 前条の規定による登録の廃止の届出をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が抹消すべき事由が生じたときと認めるとき。

2 教育委員会は、前項第1号、第2号又は第4号に掲げる事由により利用者登録を抹消したときは、利用登録者にその旨を通知しなければならない。

(利用手続)

第10条 利用登録者は、学校施設を利用しようとするときは、予約システムに必要な事項を入力することにより、当該施設の利用等に係る手続（以下「利用手続」という。）を行うものとする。

2 前項の利用手続は、教育委員会が別に定めるものとする。

(利用の許可)

第11条 教育委員会は、前条の利用手続が行われた場合において、利用の許可をする際は、端末機を通じてその旨を利用登録者に通知するものとする。

(利用者登録の一時停止)

第12条 教育委員会は、利用登録者がこの規則若しくは教育委員会若しくは開放学校の校長の指示を遵守しないとき、又は学校教育に支障をきたすと判断したときは、学校施設の開放及び利用登録者の利用手続を停止することができる。

(利用の禁止)

第 13 条 教育委員会は、学校施設の開放が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を認めないものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 利用する権利を第三者に貸与し、又は譲渡したと認められるとき。

(5) (略)

(利用許可の取消)

第 14 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の利用許可を取り消すことができる。

(1) この規則又は教育委員会若しくは開放学校の校長の指示を遵守しないとき。

(2) 教育委員会又は開放学校の校長において緊急に使用する必要が生じたとき。

(利用の禁止)

第 8 条 学校施設の開放が次の各号の一に該当するときは、その利用を認めないものとする。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(利用の中止)

第 9 条 教育委員会は、この規則又はこの規則に基づく施行細則若しくはこれらの規則等に基づいて管理員及び指導員が行う指示に従わない利用者に対しては、利用の中止を命ずることができる。

(利用手続)

第 10 条 スポーツ開放を利用しようとする者は、利用希望日の 7 日以前に所定の申込書によつて教育委員会に申込み、あらかじめその許可を得なければならない。ただし、校庭の利用については利用希望日までに申込みものとする。

(利用許可書の交付)

第 11 条 教育委員会が前条の規定により利用を許可すると

<p><u>(利用上の義務)</u></p> <p><u>第 15 条 開放学校を利用するもの(以下「利用者」という。)</u> <u>は、教育委員会及び開放学校の校長の指示に従うほか、次の</u> <u>各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 小学校、中学校及び義務教育学校の校地、校舎、講堂、</u> <u>体育館その他の関連施設(以下「開放学校の施設」という。)</u> <u>に損害を加えないこと。</u></p> <p><u>(2) 第 11 条の規定により許可を受けた施設以外の施設を使</u> <u>用しないこと。</u></p> <p><u>(3) 開放学校の施設に無断で貼り紙をし、又は釘類を使用し</u> <u>ないこと。</u></p> <p><u>(4) 許可なく開放学校の施設の変更をしないこと。</u></p> <p><u>(5) 開放学校の施設の敷地内において喫煙しないこと。</u></p> <p><u>(6) 火気を使用しないこと。ただし、教育委員会の許可を得</u> <u>ている場合を除く。</u></p> <p><u>(7) その他教育委員会において指示したこと。</u></p> <p><u>(参集者の制限)</u></p> <p><u>第 16 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する者があ</u></p>	<p><u>きは、利用許可書を交付するものとする。ただし、学校施設</u> <u>の照明点灯時刻以後の利用については、学校照明利用の実費</u> <u>を徴収する。</u></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

れば、これを参集させてはならない。

(1) 感染性疾患があると認められる者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 教育委員会又は開放学校の校長において適当でないと
認めた者

(利用料)

第 17 条 開放学校の利用料は、無料とする。ただし、電気
料金、水道料金等については、実費負担相当額を徴収する。

2 前項に規定する実費負担相当額の納期限は、学校施設を
使用した月の翌々月の末日とする。ただし、3月中の使用に
係る実費の納期限は、4月末日とする。

(実費負担相当額の免除)

第 18 条 前条第 1 項ただし書の規定にかかわらず、次の各
号のいずれかに該当する場合は、実費負担等相当額を免除す
ることができる。

(1) 佐世保市の児童生徒が社会体育を目的として使用す
るとき。

(2) 教育委員会が実施する行事に使用するとき。

(3) 当該施設の施設長が学校運営上必要があると認める
行事に使用するとき。

(4) その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(施設の回復等)

第 19 条 利用者は、学校施設の利用が終了したときは、直ちに原状に復し、清掃（火気の使用を許可された場合は、火気の後始末を含む。）を確実にし、施設の引継ぎを完了しなければならない。

(賠償)

第 20 条 利用者は、開放学校の施設及び設備を故意又は過失により損傷し、又は亡失したときは、その弁償の責めを負うものとする。

第 21 条 (略)

(利用者の弁償責任)

第 12 条 利用者は、開放学校の施設及び設備を故意又は過失により損傷し、又は亡失したときは、その弁償の責めを負うものとする。

第 13 条 (略)

別表（第4条関係）

開放の種類	施設	開放する日	開放する時間
スポーツ 開放	<u>小学校の 校庭・体 育館</u>	土曜・日曜・祝 日・学校の休業 日	午前 <u>8時</u> から午 後9時まで
		平日	午後5時から午 後9時まで
	<u>中学校の 校庭・体 育館・武 道館</u>	土曜・日曜・祝 日・学校の休業 日	<u>午後7時</u> から午 後9時まで
		平日	午後 <u>7時</u> から午 後9時まで

別表（第5条関係）

開放の種類	施設	開放する日	開放する時間
スポーツ 開放	<u>校庭</u>	土曜・日曜・祝 日・学校の休業 日	午前 <u>9時</u> から午 後9時まで
		平日	午後5時から午 後9時まで
	<u>体育館</u>	土曜・日曜・祝 日・学校の休業 日	<u>午前9時</u> から午 後9時まで
		平日	午後 <u>5時</u> から午 後9時まで

様式第1号（第5条関係）

佐世保市学校施設の開放に関する利用者登録申請書

佐世保市教育委員会 様

佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則第5条の規定に基づき、開放施設の利用団体登録を申請します。

※本枠内を記入してください

ふりがな	
団体名	
ふりがな	
代表者名	
郵便番号	
住所	
代表者の勤務先または通学先 ^①	
メールアドレス ^②	
電話番号 ^③	
使用目的	
構成員人数 ^④	
上記のうち市内の小・中学生の人数	
特例申請の有無 ^⑤	
特例申請の理由 ^⑥	
利用予約を行う学校 ※利用を行う学校を3つまで選んでください。ただし、特例申請を行う場合は1つまでとなります。	

①住所が市外の場合のみ記入してください。

②こちらのアドレスに電話番号や施設予約に関するお知らせが届くことになります。

③電話連絡を行う際、こちらの番号に掛けさせていただくことになります。

④市内に在住、在勤、在学している者の人数とします。

⑤構成員人数が10名未満で申請する場合は「有り」、それ以外は「無し」と記入してください。

⑥特例申請の有無で「有り」と回答した場合に「利用登録を受けようとする団体の代表及び構成員の住所が全て黒島町、高島町、宇久町となっているため」または「利用登録を受けようとする団体の構成員2分の1以上が該当学校施設の在学生となっているため」と回答してください。

なお、この理由以外での特例申請はできませんのでご了承ください。

様式第2号（第5条関係）

団体構成員名簿

___ / ___ 枚目

団体名	
代表者名	

番号	氏名	住所 <small>(市外の方は市内の通勤先、通学先を記入してください)</small>	年齢	在籍学校名 <small>(児童又は生徒のみ記入してください)</small>
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※欄が足りない場合は、2枚目以降に記入してください。

様式第3号（第8条関係）

佐世保市学校施設の開放に関する利用者登録変更・廃止届

佐世保市教育委員会 様

佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則第8条の規定に基づき、利用団体登録の変更（廃止）について申請します。

現在の登録情報 ※本枠内を記入してください

ふりがな	
団体名	
ふりがな	
代表者名	

申請内容	変更 ・ 廃止
------	---------

廃止理由（廃止する場合に記入してください）

--

変更内容（変更を行った箇所について記入してください）

ふりがな	
団体名	
ふりがな	
代表者名	
郵便番号	
住所	
代表者の勤務先または通学生先	
メールアドレス	
電話番号	
使用目的	
構成員人数	
上記のうち市内の小・中学生の人数	
特別申請の有無	
特別申請の理由	
利用予約を行う学校	
※利用を行う学校を1つまで記入してください。ただし、特別申請を行う場合は1つまでとなります。	

①住所が市外の場合のみ記入してください。

②こちらのアドレスに電話番号や機内予約に関するお知らせが届くこととなります。

③電話番号を行う際、こちらの欄に掛けさせていただきますこととなります。

④市内に在住、在籍、在学している者の人数とします。

⑤構成員人数が10名未満で申請する場合は「有り」、それ以外は「無し」と記入してください。

※特別申請の有無で「有り」と回答した場合に「利用登録を受けようとする団体の代表及び構成員の住所が全て黒島町、高島町、宇久町となっているため」または「利用登録を受けようとする団体の構成員2分の1以上が該当学校施設の在学学生となっているため」と回答してください。

なお、この理由以外での特別申請はできませんのでご了承ください。

(施行期日)

この条例(規則)は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の第17条の規定は、この規則の施行の日以後の使用について適用し、同日前までの使用に係る実費負担相当額の徴収については、なお従前の例による。

(提案理由)

令和8年4月1日より、学校施設予約システム(まちかぎりモート)及びスマートロックサービスの運用開始とあわせて従来の制度の見直しを行い、規則の一部を改正するため提案するものです。

佐世保市学校施設の開放に関する利用者登録申請書

佐世保市教育委員会 様

佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則第5条の規定に基づき、開放施設の利用団体登録を申請します。

※太枠内を記入してください

ふりがな	
団体名	
ふりがな	
代表者名	
郵便番号	
住所	
代表者の勤務先または通学先①	
メールアドレス②	
電話番号③	
使用目的	
構成員人数④	
上記のうち市内の小・中学生の人数	
特例申請の有無⑤	
特例申請の理由⑥	
利用予約を行う学校	
※利用を行う学校を3つまで選んでください。ただし、特例申請を行う場合は1つまでとなります。	

①住所が市外の場合のみ記入してください。

②こちらのアドレスに暗証番号や施設予約に関するお知らせが届くことになります。

③電話連絡を行う際、こちらの番号に掛けさせていただくことになります。

④市内に在住、在勤、在学している者の人数とします。

⑤構成員人数が10名未満で申請する場合は「有り」、それ以外は「無し」と記入してください。

⑥特例申請の有無で「有り」と回答した場合に「利用登録を受けようとする団体の代表及び構成員の住所が全て黒島町、高島町、宇久町となっているため」または「利用登録を受けようとする団体の構成員2分の1以上が該当学校施設の在学生となっているため」と回答してください。

なお、この理由以外での特例申請はできませんのでご了承ください。

団体構成員名簿

団体名	
代表者名	

番号	氏名	住所 (市外の方は市内の通勤先、通学先を記入してください)	年齢	在籍学校名 (児童又は生徒のみ記入してください)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※欄が足りない場合は、2枚目以降に記入してください。

佐世保市学校施設の開放に関する利用者登録変更・廃止届

佐世保市教育委員会 様

佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則第8条の規定に基づき、利用団体登録の変更（廃止）について申請します。

現在の登録情報

※太枠内を記入してください

ふりがな	
団体名	
ふりがな	
代表者名	

申請内容	変更 ・ 廃止
------	---------

廃止事由（廃止する場合に記入してください）

--

変更内容（変更を行った箇所について記入してください。）

ふりがな	
団体名	
ふりがな	
代表者名	
郵便番号	
住所	
代表者の勤務先または通学先①	
メールアドレス②	
電話番号③	
使用目的	
構成員人数④	
上記のうち市内の小・中学生の人数	
特例申請の有無⑤	
特例申請の理由⑥	
利用予約を行う学校 ※利用を行う学校を3つまで選んでください。ただし、特例申請を行う場合は1つまでとなります。	

①住所が市外の場合のみ記入してください。

②こちらのアドレスに暗証番号や施設予約に関するお知らせが届くことになります。

③電話連絡を行う際、こちらの番号に掛かさせていただくことになります。

④市内に在住、在勤、在学している者の人数とします。

⑤構成員人数が10名未満で申請する場合は「有り」、それ以外は「無し」と記入してください。

⑥特例申請の有無で「有り」と回答した場合に「利用登録を受けようとする団体の代表及び構成員の住所が全て黒島町、高島町、宇久町となっているため」または「利用登録を受けようとする団体の構成員2分の1以上が該当学校施設の在学学生となっているため」と回答してください。

なお、この理由以外での特例申請はできませんのでご了承ください。

○佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則（案）

昭和51年5月19日教委規則第11号

改正

昭和54年3月31日教育委員会規則第7号

平成11年4月1日教育委員会規則第4号

平成14年4月1日教育委員会規則第6号

平成30年1月25日教育委員会規則第3号

佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、佐世保市における社会体育の普及並びに児童の安全な遊び場の確保のため、佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の校庭、並びに体育館及び武道館（以下「学校の施設」という。）を学校教育に支障のない範囲で、児童、生徒その他一般市民の利用に供すること（以下「学校施設の開放」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教育委員会及び校長の責任)

第2条 学校施設の開放に関する事務は、佐世保市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理執行するものとする。

2 この規則に基づき学校施設の開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長は、開放時間中は、その責任を負わないものとする。

(開放の種類)

第3条 学校施設の開放の種類は、次の2種類とする。

(1) スポーツ開放 団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に供するため、中学校の校庭並びに小学校、中学校及び義務教育学校の体育館及び武道館を開放する。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、小学校及び義務教育学校の校庭を開放する。

(2) 遊び場開放、児童の遊び場としての利用に供するため、小学校及び義務教育学校の校庭を開放する。

~~第4条~~ 削除

(学校開放の日時)

第4条 スポーツ開放の日時は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、スポーツ開放学校において特別の事情があるときは、教育委員会は別表の開放日時を変更し、又は開放日時を別に定めることができる。

3 遊び場開放の日時は、別に教育委員会が定める。

(利用者登録)

第5条 学校施設をスポーツ開放により利用しようとする団体は、あらかじめ教育委員会に登録（以下「利用者登録」という。）を申請しなければならない。

2 前項に規定する申請をしようとする団体は、佐世保市学校施設の開放に関する利用者登録申請書（様式第1号）及び団体構成員名簿（様式第2号）に次の各号に掲げる事項を記載し、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 団体名

(2) 代表者氏名

(3) 代表者住所

(4) メールアドレス

(5) 電話番号

(6) 構成員の人数

(7) 前号のうち市内の小学校、中学校又は義務教育学校に通学している児童又は生徒の人数

(8) 構成員の氏名

(9) 構成員の住所

(10) その他教育委員会が必要と認める事項

3 教育委員会は、第1項の規定による申請を適当と認めたときは、施設の情報提供、利用等に関する事務を電子情報処理組織によつて処理する情報システム（以下「予約システム」という。）に利用者登録を行うものとする。

(登録資格)

第6条 前条の利用者登録を行うことができる団体は、佐世保市内に在住、在勤又は在学する者が10人以上の人数で団体を構成し、かつ、当該団体に監督者としての成人が含まれる場合に限るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の団体については利用者登録を行うことができない。

(1) 第9条の規定により利用者登録を抹消され、その抹消の日から12月を経過していない団体の代表者を、代表者又は構成員としている団体

(2) 第12条の規定により利用者登録を一時停止され、その停止期間を経過していない団体の代表者を、代表者又は構成員としている団体

3 前2項の規定に関わらず、特別の事情があるときは、教育委員会は利用者登録を行うことができるものとする。

(重複登録の禁止)

第7条 同一の構成員による団体が重複して利用者登録をすることはできない。

(登録事項変更等の届出)

第8条 第5条第3項の規定により利用者登録を受けたもの(以下「利用登録者」という。)は、同条第2項各号に規定する事項を変更しようとするとき、又はその登録を廃止しようとするときは、佐世保市学校施設の開放に関する利用者登録変更・廃止届(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用者登録の抹消)

第9条 教育委員会は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。

(1) 第6条に規定する登録資格を喪失したと認められるとき。

(2) 第7条の規定に違反したと認められるとき。

(3) 前条の規定による登録の廃止の届出をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が抹消すべき事由が生じたと認めるとき。

2 教育委員会は、前項第1号、第2号又は第4号に掲げる事由により利用者登録を抹消したときは、利用登録者にその旨を通知しなければならない。

(利用手続)

第10条 利用登録者は、学校施設を利用しようとするときは、予約システムに必要な事項を入力することにより、当該施設の利用等に係る手続(以下「利用手続」という。)を行うものとする。

2 前項の利用手続は、教育委員会が別に定めるものとする。

(利用の許可)

第11条 教育委員会は、前条の利用手続が行われた場合において、利用の許可をする際は、端末機を通じてその旨を利用登録者に通知するものとする。

(利用者登録の一時停止)

第12条 教育委員会は、利用登録者がこの規則若しくは教育委員会若しくは開放学校の校長の指示を遵守しないとき、又は学校教育に支障をきたすと判断したときは、学校施設の開放及び利用登録者の利用手続を停止することができる。

(利用の禁止)

第13条 教育委員会は、学校施設の開放が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を認めないものとする。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用
その他政治的活動のための利用
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための利用
- (3) もつばら営利を目的とするための利用
- (4) 利用する権利を第三者に貸与し、又は譲渡したと認められるとき。
- (5) その他特に教育委員会が利用を禁止することが適当と認めるとき。

(利用許可の取消)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の利用許可を取り消すことができる。

- (1) この規則又は教育委員会若しくは開放学校の校長の指示を遵守しないとき。
- (2) 教育委員会又は開放学校の校長において緊急に使用する必要が生じたとき。

(利用上の義務)

第15条 開放学校を利用するもの（以下「利用者」という。）は、教育委員会及び開放学校の校長の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 小学校、中学校及び義務教育学校の校地、校舎、講堂、体育館その他の関連施設（以下「開放学校の施設」という。）に損害を加えないこと。
- (2) 第11条の規定により許可を受けた施設以外の施設を使用しないこと。
- (3) 開放学校の施設に無断で貼り紙をし、又は釘類を使用しないこと。
- (4) 許可なく開放学校の施設の変更をしないこと。
- (5) 開放学校の施設の敷地内において喫煙しないこと。
- (6) 火気を使用しないこと。ただし、教育委員会の許可を得ている場合を除く。
- (7) その他教育委員会において指示したこと。

(参集者の制限)

第16条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する者があれば、これを参集させてはならない。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 教育委員会又は開放学校の校長において適当でないとした者

(利用料)

第17条 開放学校の利用料は、無料とする。ただし、電気料金、水道料金等については、実費負担相当額を徴収する。

2 前項に規定する実費負担相当額の納期限は、学校施設を使用した月の翌々月の末日とする。ただし、3月中の使用に係る実費の納期限は、4月末日とする。

(実費負担相当額の免除)

第18条 前条第1項ただし書の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実費負担等相当額を免除することができる。

(1) 佐世保市の児童生徒が社会体育を目的として使用するとき。

(2) 教育委員会が実施する行事に使用するとき。

(3) 当該施設の施設長が学校運営上必要があると認める行事に使用するとき。

(4) その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(施設の回復等)

第19条 利用者は、学校施設の利用が終了したときは、直ちに原状に復し、清掃（火気の使用を許可された場合は、火気の後始末を含む。）を確実にし、施設の引継ぎを完了しなければならない。

(賠償)

第20条 利用者は、開放学校の施設及び設備を故意又は過失により損傷し、又は亡失したときは、その弁償の責めを負うものとする。

(その他)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月31日教委規則第7号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年4月1日教委規則第6号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月25日教委規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

開放の種類	施設	開放する日	開放する時間
スポーツ開放	<u>小学校の校庭・体育館</u>	土曜・日曜・祝日・学校の休業日	午前8時から午後9時まで
		平日	午後5時から午後9時まで
	<u>中学校の校庭・体育館・武道館</u>	土曜・日曜・祝日・学校の休業日	午後7時から午後9時まで
		平日	午後7時から午後9時まで

様式第1号（第5条関係）

佐世保市学校施設の開放に関する利用者登録申請書

佐世保市教育委員会 様

佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則第5条の規定に基づき、開放施設の利用団体登録を申請します。

※太枠内を記入してください

ふりがな	
団体名	
ふりがな	
代表者名	
郵便番号	
住所	
代表者の勤務先または通学先①	
メールアドレス②	
電話番号③	
使用目的	
構成員人数④	
上記のうち市内の小・中学生の人数	
特例申請の有無⑤	
特例申請の理由⑥	
利用予約を行う学校 ※利用を行う学校を3つまで選んでください。ただし、特例申請を行う場合は1つまでとなります。	

①住所が市外の場合のみ記入してください。

②こちらのアドレスに暗証番号や施設予約に関するお知らせが届くことになります。

③電話連絡を行う際、こちらの番号に掛けさせていただくことになります。

④市内に在住、在勤、在学している者の人数とします。

⑤構成員人数が10名未満で申請する場合は「有り」、それ以外は「無し」と記入してください。

⑥特例申請の有無で「有り」と回答した場合に「利用登録を受けようとする団体の代表及び構成員の住所が全て黒島町、高島町、宇久町となっているため」または「利用登録を受けようとする団体の構成員2分の1以上が該当学校施設の在学生となっているため」と回答してください。

なお、この理由以外での特例申請はできませんのでご了承ください。

団体構成員名簿

団体名	
代表者名	

番号	氏名	住所 (市外の方は市内の通勤先、通学先を記入してください)	年齢	在籍学校名 (児童又は生徒のみ記入してください)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※欄が足りない場合は、2枚目以降に記入してください。

様式第3号（第8条関係）

佐世保市学校施設の開放に関する利用者登録変更・廃止届

佐世保市教育委員会 様

佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則第8条の規定に基づき、利用団体登録の変更（廃止）について申請します。

現在の登録情報

※太枠内を記入してください

ふりがな	
団体名	
ふりがな	
代表者名	

申請内容	変更 ・ 廃止
------	---------

廃止事由（廃止する場合に記入してください）

--

変更内容（変更を行った箇所について記入してください。）

ふりがな	
団体名	
ふりがな	
代表者名	
郵便番号	
住所	
代表者の勤務先または通学先 ^①	
メールアドレス ^②	
電話番号 ^③	
使用目的	
構成員人数 ^④	
上記のうち市内の小・中学生の人数	
特例申請の有無 ^⑤	
特例申請の理由 ^⑥	
利用予約を行う学校	
※利用を行う学校を3つまで選んでください。ただし、特例申請を行う場合は1つまでとなります。	

①住所が市外の場合のみ記入してください。

②こちらのアドレスに発信番号や施設予約に関するお知らせが届くことになります。

③電話連絡を行う際、こちらの番号に掛かさせていただきます。

④市内に在住、在勤、在学している者の人数とします。

⑤構成員人数が10名未満で申請する場合は「有り」、それ以外は「無し」と記入してください。

⑥特例申請の有無で「有り」と回答した場合に「利用登録を受けようとする団体の代表及び構成員の住所が全て黒島町、高島町、宇久町となっているため」または「利用登録を受けようとする団体の構成員2分の1以上が該当学校施設の在学学生となっているため」と回答してください。

なお、この理由以外での特例申請はできませんのでご了承ください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第17条の規定は、この規則の施行の日以後の使用について適用し、同日前までの使用に係る実費負担相当額の徴収については、なお従前の例による。

規則の一部改正の要旨（学校施設の利用に係る諸問題との対応策について）

資料 1

- 市の抱える学校施設使用に関する問題点について、予約システム及びスマートロック導入で解決を図りたい
→R8年度(R8.4.1)運用開始に向けて、2つの規則の一部改正が必要

（「佐世保市立学校使用規則」及び「佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則」）

<p style="text-align: center;">問題点</p> <p style="text-align: center;">～令和8年3月末</p>	<p style="text-align: center;">対応策</p> <p style="text-align: center;">(R5年度検証開始～令和7年度本格導入)</p> <p style="text-align: center;">令和8年4月1日以降</p>	<p style="text-align: center;">必要な 手続き</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; color: red; font-weight: bold;">R8.3月 規則の 一部改正</p>
<p>①学校使用に係る規則のねじれ (使用規則と開放規則の境界が曖昧)</p>	<p style="text-align: center;">利用根拠を明確化</p> <p>児童生徒の参加する学校・地域行事、大会等→使用規則 スポーツの定期利用・練習試合等→開放規則</p>	<p style="text-align: center;">規則及び 事務手続の 整理</p>	
<p>②①により施設使用許可事務による 学校現場の負担が大きい (施設使用はすべて学校で申請受付・許可)</p>	<p>使用規則による使用許可→学校 開放規則による使用許可→教委 ※責任の所在も許可権者</p>		
<p>③全市立小中学校(70校)の 施設使用状況の把握が難しい</p>	<p style="text-align: center;"><u>システム導入によりオンラインで 使用・予約状況の一元管理</u></p>	<p>学校施設予約 システム (まちかぎ リモート) 及び スマートロック 導入</p>	
<p>④鍵管理の問題 (人手不足・高齢化等)</p>	<p style="text-align: center;">スマートロック導入により 物理鍵の管理不要</p>		
<p>⑤施設の定期利用時の不公平感 (新規団体の施設利用が困難な現状)</p>	<p>予約重複時はシステムで公平に抽選</p>		

規則の一部改正が必要な箇所の整理

資料 1

項目	佐世保市立学校使用規則		佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則	
	現状	改正による対応	現状	改正による対応
許可主体	施設長(学校長)	改正不要	教育委員会 ※形骸化している	改正不要 ★システムを通じて許可
申請書・許可書	様式1・様式2	一部改正 ★暗証番号の記入欄追加	規定なし ※使用規則の様式を準用	新設
使用条件	規定あり	一部改正 ★文言整理・転貸禁止を追加	(詳細な明文)規定なし	一部改正 ★使用規則と同様の規定を新設
実費徴収	規定あり	改正不要	規定なし	新設
予約システムの運用		改正不要		新設

スマートロック導入検討から本格導入までの経緯（令和5年度～）

資料2

R5年度 導入検討 学校施設利用に係る諸問題の検証

○利用ルールのねじれ(学校使用規則・学校開放規則があるが、利用根拠が曖昧なまま長らく運用されていた)

➡規則を整理し、利用根拠を明確にして運用する

○学校施設利用の実務のほとんどを学校が担っている現状(申請受付、予約調整 許可証・納付書発行、利用者へのマナー指導、利用に伴うトラブル・苦情対応 等 膨大な業務負担があった)

➡システム化による施設予約の一元管理・学校開放による利用申請のオンライン化 それに伴う学校及び利用者の負担軽減

○(小学校について)鍵管理業務委託の人手不足の懸念
○鍵管理に伴う委託料の負担

➡スマートロックの導入による鍵管理の無人化・効率化

○施設使用について新規参入が困難(不公平感)が生じている実態

➡学校開放の予約重複時は抽選を行い、公平性を担保

R6年度 実証実験 導入後と同等環境で試験運用(8校)

○導入に伴う効果や課題等の抽出・導入検討のために実施

【対象校】相浦西小・日野小・潮見小・白南風小・清水中・日野中・浅子小中・黒島小中
【実施期間】令和6年9月下旬～令和7年3月下旬(約6ヶ月)

※実験期間中、対象校はオンライン申請と従来の紙申請を並行

実験後アンケート (R7.5月実施)

◎スマートロックによる扉の開閉はおおむねスムーズで、大きな問題なし
△システムの利便性・継続利用の是非については一定の課題あり

【課題】予約重複時に抽選になり、従来のように安定的な定期利用予約ができない →公平性の観点から、今後は正が必要な部分 一部利用者の予約マナーに問題あり(手当たり次第予約する等の事案) →導入するシステムの中で抑止策を検討する

➡検討の中で一定の効果が得られると判断し、R8.4.1運用開始を目標に導入事業開始

R7年度 本格導入 本格運用のための各種準備

R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
プロポーザル実施・業者選定・契約締結						スマートロック設置・システム構築			システム保守		
実証実験後アンケート (対象校・利用者)		【学校向け】業務仕様・制度検討に係る各種照会等(随時)						システム設定作業・調整			
									学校向け説明会・質疑応答等(随時)		
											周知チラシ配布
											市HP掲載

○機器設置・システム構築 …公募型プロポーザル実施による業者決定(2社応募)

「佐世保市学校体育館等におけるスマートロック及び施設予約システム導入業務」により、機器の設置と学校施設予約システム(まちかざりモート)のシステム構築【決定業者:NECネットエスアイ(株)九州支店】

○学校向け説明会の実施 …R8.1月～2月 校長会説明 R8.2月 学校職員向け操作説明会

○施設利用者向け広報チラシ配布 …R8.2月下旬

○市HPにて学校施設予約システムに係る案内ページ公開 …R8.3月～

○関連規則の一部改正 **佐世保市立学校使用規則** **佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則**

スマートロック及び学校施設予約システム(まちかざりモート)の運用開始にあわせて必要な条項の新設及び既存項目について現況に合わせた文言修正を行う(R8.4.1施行)

改正箇所概要

<学校使用規則>

- スマートロック運用に伴う様式1の変更 (記入欄や文言追加等)
- 実態に即した利用時間の変更
- 使用許可の取消事由に転貸・使用権譲渡を追加
- その他、現在は不要となった文言等を整理

<学校使用規則>

- 対象施設や利用時間の変更
- システム運用開始に伴う条項新設及び申請様式の新設(様式第1号～様式第3号)
- 施設利用にあたり、不足する項目について学校使用規則の文言に即した項目を追加

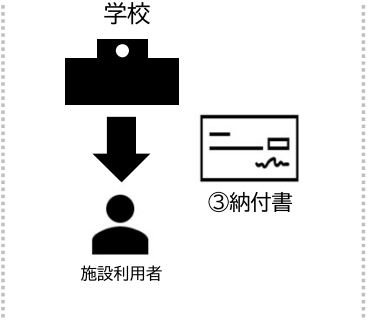
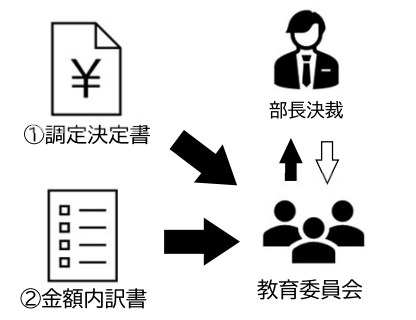
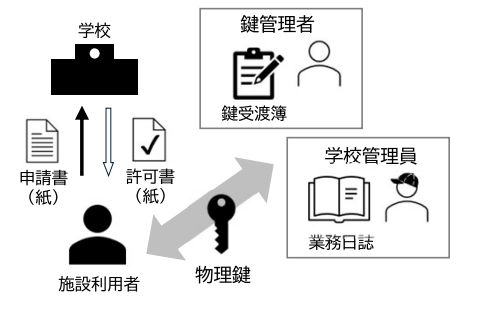
R8年度 R8.4.1～システム運用開始

学校施設の使用に係る業務フロー(現行・変更後)



佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の使用に関する規則

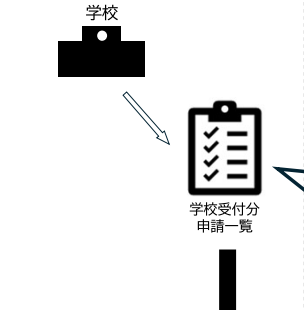
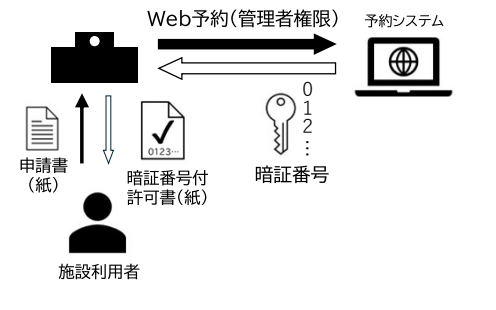
現行



【共通】
教育委員会
債権管理マニュアルに
基づき対応

佐世保市立小学校使用規則

学校受付



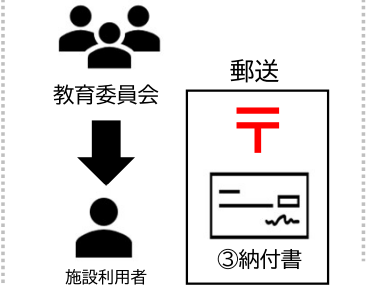
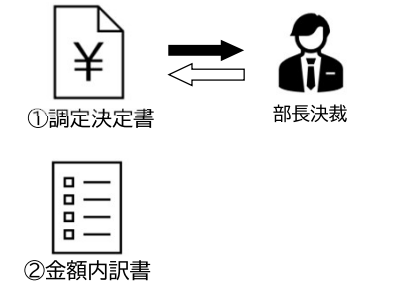
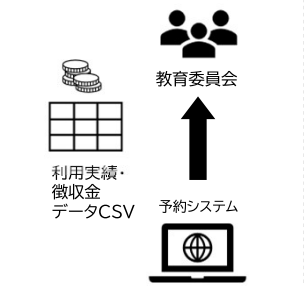
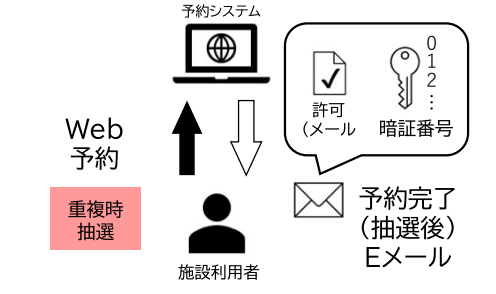
学校で施設使用に係る実費徴収金の納付書発行・交付は不要
※工事等に係る実費徴収金については従来通り学校で対応

- ・使用者氏名・住所 (納付書送付先)
- ・使用実績時間
- ・利用人数 等

教育委員会
督促・催告等
施設利用者

佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の使用に関する規則

予約システム受付



令和 8 年 3 月 定例教育委員会議題

佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件

佐世保市立幼稚園条例施行規則（昭和 4 3 年教育委員会規則第 3 号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後	改正前								
<p>附 則</p> <p>1 ～ 8 （略）</p> <p><u>（令和 8 年度に実施する幼稚園給食に関する特例措置）</u></p> <p><u>9 令和 8 年度に実施する幼稚園給食に対する給食費の額は、第 22 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表によるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="129 1037 1075 1292"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="129 1037 1075 1101">給食費（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="129 1101 1075 1165">3,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1165 577 1228">うち主食費</td> <td data-bbox="577 1165 1075 1228">うち副食費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1228 577 1292">750円</td> <td data-bbox="577 1228 1075 1292">2,950円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>1 0 前項の場合において、第22条第 2 項各号に掲げる事由のあつた月の給食費の額は、前項の表に定める月額に当該月の開園日数から第22条第 2 項各号に掲げる事由により給食の提供が行</u></p>	給食費（月額）		3,700円		うち主食費	うち副食費	750円	2,950円	<p>附 則</p> <p>1 ～ 8 （略）</p>
給食費（月額）									
3,700円									
うち主食費	うち副食費								
750円	2,950円								

<p><u>われない日数を除いた日数を乗じ、20日で除した額（前項の表の月額を上限とする。）とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------	--

（施行期日）

令和8年4月1日

（提案理由）

公立幼稚園の給食費において、昨今の物価高騰の影響により幼稚園給食に要する食材価格も高騰していることから、幼稚園給食の提供を受ける園児の保護者及び職員等から徴収する給食費の額を令和7年度に改定しましたが、保護者の負担軽減を目的に、令和7年度に引き続き令和8年度についても、幼稚園給食の提供を受ける園児の保護者に限り特例措置を設けるため提案するものです。

令和 8 年度幼稚園給食費について

1. 幼稚園給食に要する食材費の高騰に伴い、令和 7 年度に幼稚園給食費の額の増額改定を行いました。その際、園児の給食費については、保護者の負担軽減を図るため、その一部を公費負担（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）としておりましたが、令和 8 年度についても同額の公費負担を継続します。なお、給食費額の改定はありません。

1) 幼稚園給食費の額

・（令和 6 年度：1 食 220 円（月額 3,700 円））⇒（令和 7 年度・令和 8 年度：1 食 240 円（月額 4,000 円））

うち主食費	うち副食費
700 円	3,000 円

うち主食費	うち副食費
750 円	3,250 円

2) 令和 8 年度に実施する幼稚園給食に関する特例措置

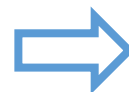
幼稚園給食の提供を受ける園児の保護者については、令和 7 年度に引き続き、令和 8 年度もその一部を公費負担とします。

<幼稚園・月額>

令和 6 年度

令和 7 年度・令和 8 年度

200 円（交付金）
3,500 円 （保護者負担）



300 円（交付金）
3,700 円 （保護者負担）

<3,700 円>

<4,000 円>

令和 8 年 3 月 定例教育委員会議題

佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部改正の件

佐世保市学校給食に関する条例施行規則（令和 4 年教育委員会規則第 6 号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後	改正前
<p>(学校給食費の無償化の対象)</p> <p>第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める者は、<u>市立学校の児童又は生徒の保護者とする。ただし、第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する振替による場合は、この限りでない。</u></p> <p>附 則 (施行期日) 1・2・3 (略) <u>(令和 8 年度に実施する学校給食に関する特例措置)</u></p> <p>4 <u>令和 8 年度に実施する学校給食に対する学校給食費の額は、学校給食の提供を受ける生徒の保護者に限り、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表によるものとする。この場合において、同表の各区分に応じた月割額を、別表第 2 の各期別において納付する額とする。</u></p>	<p>(学校給食費の無償化の対象)</p> <p>第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める者は、<u>中学校第 2 学年、第 3 学年、義務教育学校第 8 学年及び第 9 学年の生徒の保護者とする。ただし、第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する振替による場合は、この限りでない。</u></p> <p>附 則 (施行期日) 1・2・3 (略)</p>

区分	月割額	1食単価
中学校及び義務教育学校後期課程	5,610円	330円

別表第1

区分	月割額	1食単価
小学校及び義務教育学校前期課程	5,210円	300円
中学校及び義務教育学校後期課程	6,290円	370円

別表第1

区分	月割額	1食単価
小学校及び義務教育学校前期課程	5,240円	300円
中学校及び義務教育学校後期課程	6,260円	370円

(施行期日)

令和8年4月1日

(提案理由)

令和8年度から、市立学校の児童及び生徒の学校給食費を無償化の対象とするため。また、年間基準実施回数の見直しに伴う月割額を変更するため。なお、昨今の物価高騰の影響により学校給食に要する食材価格も高騰していることから、保護者の負担軽減を目的に、学校給食の提供を受ける生徒の保護者に限り、令和8年度の特例措置を設けるため提案するものです。

○佐世保市学校給食に関する条例

令和3年9月13日条例第49号

改正

令和6年3月19日条例第3号

令和7年3月21日条例第22号

佐世保市学校給食に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)の規定に基づき市が実施する学校給食に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校条例(昭和43年条例第13号)別表1から別表3までに掲げる小学校、中学校及び義務教育学校
- (2) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食及びこれに準じて実施する給食
- (3) 学校給食費 学校給食に要する経費のうち、法第11条第1項に規定する経費以外のもの
- (4) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者その他児童又は生徒を現に監護する者
- (5) 教職員等 市立学校に勤務する教職員及び佐世保市学校給食共同調理場条例(平成16年条例第78号)に規定する学校給食センターに勤務する職員
- (6) 学校給食費負担者 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者、教職員等その他学校給食の提供を受ける者

(学校給食の実施)

第3条 市は、市立学校(夜間学級を除く。)において学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者(規則で定める者を除く。次条において同じ。)から学校給食費を徴収する。

2 前項の学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、規則で定めるところにより学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより学校給食費を減免することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による学校給食の実施に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和6年3月19日条例第3号)

(施行規日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月21日条例第22号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

改正

令和5年3月27日教育委員会規則第9号

令和6年3月27日教育委員会規則第10号

令和7年3月31日教育委員会規則第3号

佐世保市学校給食に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市学校給食に関する条例(令和3年条例第49号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(学校給食の申込み)

第3条 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者は、学校給食申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 学校給食の提供を受ける教職員等は、学校給食申込書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

3 前2項に掲げる者のほか、試食会の参加者その他学校給食の提供を受ける者は、学校給食申込書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

4 前3項の規定による申込の内容に変更が生じた場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める変更届を市長に提出するものとする。

- (1) 第1項の規定による申込の変更 学校給食申込書変更届(様式第4号)
- (2) 第2項の規定による申込の変更 学校給食申込書変更届(様式第5号)
- (3) 第3項の規定による申込の変更 学校給食申込書変更届(様式第6号)

(学校給食の年間基準実施回数)

第4条 学校給食を実施する年間基準実施回数(4月から3月までの学校給食の実施予定回数をいう。)は、教育委員会が別に定める。

(学校給食費の無償化の対象)

第5条 条例第4条第1項の規則で定める者は、中学校第2学年及び第3学年並びに義務教育学校第8学年及び第9学年の生徒の保護者とする。ただし、第10条第1項及び第2項に規定する振替

による場合は、この限りでない。

(学校給食費の額)

第6条 条例第4条第2項における学校給食費の額は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1の各区分に応じた月割額を、別表第2の各期別において納付する額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費の額を別途算出するものとする。

- (1) 転入・転出等の事由により児童又は生徒が月の途中から学校給食の提供を受け、又は受けないとき。
- (2) 児童又は生徒が連続して7日以上欠席することにより学校給食の提供を受けないとき。
- (3) 食物アレルギー等の事由により児童又は生徒が学校給食の全部又は一部の提供を受けないとき。
- (4) 前各号に掲げるときのほか、市長が必要と認めるとき。

4 不定期勤務の教職員等、試食会の参加者その他学校給食の提供を受ける者の学校給食費の額は、別表第1に規定する区分に応じた1食単価に、当該月における学校給食の提供を受けた回数に乗じて得た額とする。

(学校給食の停止又は再開の届出)

第7条 保護者は、前条第3項第2号の規定により学校給食の提供を受けないときは、学校へ連絡後、学校給食停止届(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 保護者は、前項の規定により停止されていた学校給食を再開しようとするときは、学校へ連絡後、学校給食再開届(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(学校給食費の通知)

第8条 市長は、学校給食費を徴収するときは、学校給食費負担者に対して当該学校給食費の額を通知するものとする。

2 前項により通知した学校給食費の額の変更を行うときは、学校給食費負担者に対してその旨を通知するものとする。

(学校給食費の納付方法)

第9条 学校給食費は、原則として口座振替の方法により納付するものとする。ただし、口座振替によることができない場合は、納入通知書により納付するものとする。

(就学援助費等からの学校給食費の徴収)

第10条 保護者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による援助を受けている場合の

学校給食費の徴収は、当該援助費からの振替によるものとする。

2 保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助を受けている場合の学校給食費の徴収は、原則として当該教育扶助費からの振替によるものとする。

3 児童手当法(昭和46年法律第73号)第21条第1項又は第2項の規定による申出があったときは、児童手当から学校給食費の徴収を行うものとする。

(学校給食費の納期限)

第11条 学校給食費の納期限は、別表第2のとおりとする。ただし、第6条第3項及び第4項に規定する学校給食費の納期限については、別に定めるものとする。

2 前項の規定による納期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、その日の直後の休日でない日をもって納期限とみなす。

(学校給食費の減免)

第12条 条例第6条の規定による学校給食費の減免は、災害等により保護者に学校給食費を納付する資力がないと認められる場合その他市長が特別の事情があると認める場合に行うことができるものとする。

2 減免を受けようとする保護者は、学校給食費減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、減免の承認又は不承認について、学校給食費減免(承認・不承認)決定通知書(様式第9号)により、当該申請者に通知するものとする。

(学校給食費の還付及び充当)

第13条 納付された学校給食費に過誤納金のある場合は、これを還付するものとする。ただし、学校給食費負担者に未納の学校給食費があるときは、その過誤納金を当該未納の学校給食費に充当するものとする。

2 前項の規定により還付し、又は充当する場合は、学校給食費負担者に対して、その旨を通知するものとする。

(学校給食費の調整)

第14条 別表第1に規定する月割額による当該年度の合計納付額と、当該年度の学校給食の実施回数に同表に規定する1食単価を乗じて得た額に差額が生じる場合は、当該年度の3月(転出等の事由により年度の途中から学校給食の提供を受けなくなったときはその受けなくなった月とす

る。)に徴収する学校給食費において、当該差額分を減額又は増額することができるものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和6年度に実施する学校給食に関する特例措置)

2 令和6年度に実施する学校給食に対する学校給食費の額は、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者に限り、第6条第1項の規定にかかわらず、次の表によるものとする。この場合において、同表の各区分に応じた月割額を、別表第2の各期別において納付する額とする。

区分	月割額	1食単価
小学校及び義務教育学校前期課程	4,000円	230円
中学校及び義務教育学校後期課程	4,700円	280円

(令和7年度に実施する学校給食に関する特例措置)

3 令和7年度に実施する学校給食に対する学校給食費の額は、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者に限り、第6条第1項の規定にかかわらず、次の表によるものとする。この場合において、同表の各区分に応じた月割額を、別表第2の各期別において納付する額とする。

区分	月割額	1食単価
小学校及び義務教育学校前期課程	4,720円	270円
中学校及び義務教育学校後期課程	5,580円	330円

附 則 (令和5年3月27日教委規則第9号)

改正

令和6年3月27日教育委員会規則第10号

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年度に実施する学校給食に関する特例措置)

2 令和5年度に実施する学校給食に対する学校給食費の額は、学校給食費負担者のうち、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者に限り、別表第1の規定に関わらず、次の表による。

区分	月割額	1食単価
小学校及び義務教育学校前期課程	4,000円	230円
中学校及び義務教育学校後期課程	4,700円	280円

附 則（令和6年3月27日教委規則第10号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日教委規則第3号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

区分	月割額	1食単価
小学校及び義務教育学校前期課程	5,240円	300円
中学校及び義務教育学校後期課程	6,260円	370円

別表第2

期別	納付月	納期限
第1期	5月	5月28日
第2期	6月	6月28日
第3期	7月	7月28日
第4期	8月	8月28日
第5期	9月	9月28日
第6期	10月	10月28日
第7期	11月	11月28日
第8期	12月	12月28日
第9期	1月	1月28日
第10期	2月	2月28日
第11期	3月	3月28日

令和 8 年度 学校給食費について

中学校

令和 6 年度から実施している **中学校給食費の無償化を全学年で実施** します。

また、食物アレルギー等や私立学校等に在籍する学校給食費の無償化の支援を受けていない生徒の保護者に対しても、**学校給食費相当額助成事業を一体的に継続** して取り組みます。

(単位：円)

項目	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	規則で定める額	保護者負担額	規則で定める額	保護者負担額	規則で定める額	保護者負担額
単 価	325	280	370	330	370	330
月 額	5,500	4,700	6,260	5,580	6,290	5,610
年 額	60,450	52,080	68,820	61,380	69,190	61,710
無償化の対象学年	中学 3 年生		中学 2 ・ 3 年生		全学年	

※学校給食の食材費の高騰に対し、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して保護者の負担軽減を図っているため、「規則で定める額」と「保護者負担額」の差額が生じるもの。

◆学校給食費相当額助成事業（年間補助額）

(単位：円)

対象学年	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
中学 3 年生	57,525	64,750	66,970
中学 2 年生	—	67,340	69,560
中学 1 年生	—	—	70,300

(補助金名)

- ・ 佐世保市食物アレルギーを有する生徒等学校給食費相当額補助金
- ・ 佐世保市立外中学校等学校給食費相当額補助金

令和8年度 学校給食費について

小学校

国の「市町村学校給食費負担軽減交付金」（仮称）を活用して、**小学校給食費の無償化を全学年で実施**します。
 また、**中学校と同様**に、食物アレルギー等や私立学校等に在籍する学校給食費の無償化の支援を受けていない児童の保護者に対しても、**学校給食費相当額助成事業を一体的**に取り組みます。

(単位：円)

項目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	規則で定める額	保護者負担額	規則で定める額	保護者負担額	規則で定める額	保護者負担額
単 価	265	230	300	270	300	—
月 額	4,630	4,000	5,240	4,720	5,210	—
年 額	50,880	44,160	57,600	51,840	57,300	—
無償化の対象学年	—		—		全学年	

※学校給食の食材費の高騰に対し、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して保護者の負担軽減を図っているため、「規則で定める額」と「保護者負担額」の差額が生じたもの。

※令和8年度は、「市町村学校給食費負担軽減交付金」（5,200円/月×11月＝57,200円）を活用し、その国の基準額を超える100円/年には「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、全学年で小学校給食費の無償化を実施する。

◆学校給食費相当額助成事業（年間補助額）

(単位：円)

対象学年	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全学年	—	—	57,200

(補助金名)

- ・ 佐世保市食物アレルギーを有する生徒等学校給食費相当額補助金
- ・ 佐世保市立外中学校等学校給食費相当額補助金

※令和8年度から、「市町村学校給食費負担軽減交付金」（5,200円/月×11月＝57,200円）を財源として実施する。

差替

3月定例教育委員会 (協 議)

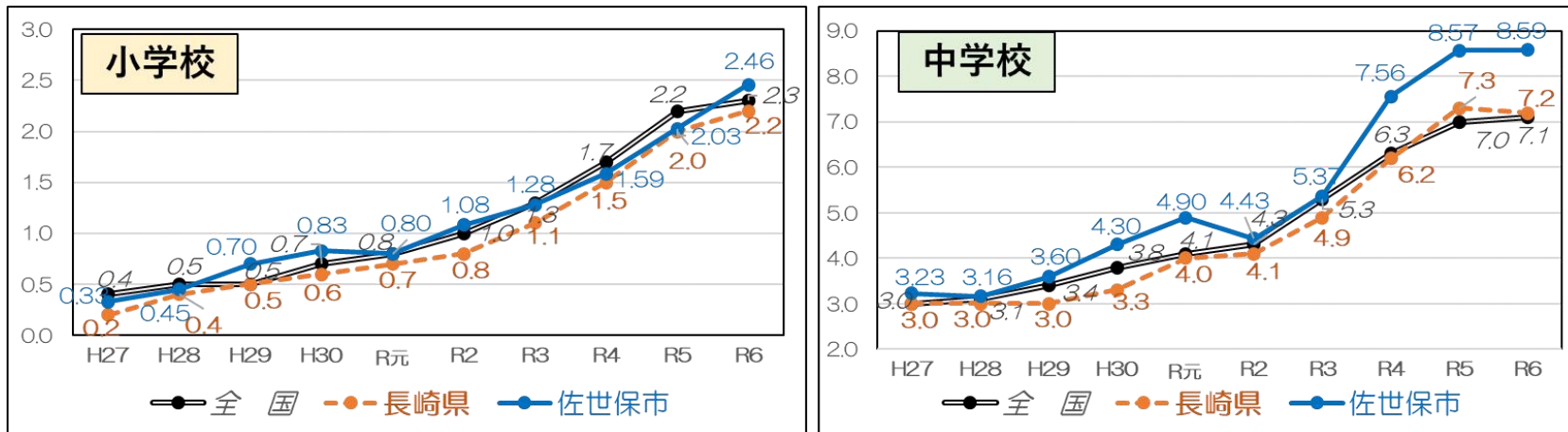
- ① 佐世保市立「学びの多様化学校（分教室）」設置基本計画（案）について
（学校教育課）

・・・ P 1～P15

佐世保市における「学びの多様化学校」の設置について（案）

1 近年における不登校児童生徒数の増加について

(1) 全国・長崎県・佐世保市の不登校児童生徒数について



全国・県・佐世保市の不登校者の推移（小・中学校別）※数値は100人あたりの不登校者数

- ・全国の小・中学校における長期欠席児童生徒数は、令和6年度までの調査結果において12年連続で増加している。
- ・長崎県の小・中学校における長期欠席児童生徒数は増加傾向にあるが、令和6年度の中学校の長期欠席生徒の100人あたりの発生率は微減している。
- ・本市の小・中学校における長期欠席児童生徒数は増加傾向が続いていたが、令和6年度は821人（小学生297人、中学生524人）であり、中学校の長期欠席生徒数は微減し、発生率の増加がとどまっている。不登校支援策の成果が、少しずつあらわれてきているものとする。

不登校児童生徒数増加の現状から、長期欠席児童生徒とその保護者に必要な支援を届け、学びの場を確保するなど、さらなる不登校支援策を実施する必要性が高まっている。

2 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に基づいた国の動向

(1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (H28.12.14)

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等。

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、**不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備**及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

(就学の機会の提供等)

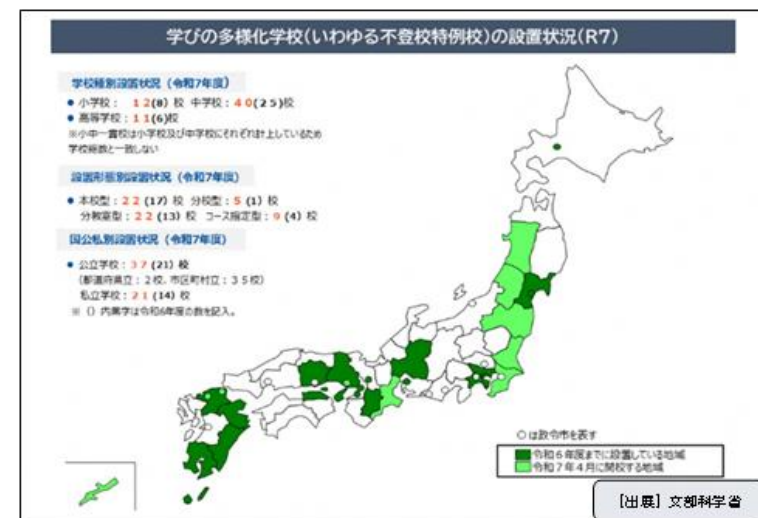
第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するための「COCOLOプラン」

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するための「COCOLOプラン」をとりまとめている。

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

- ① **不登校特例校(学びの多様化学校)の設置促進**
- ② 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進
- ③ 教育支援センターの機能強化
- ④ 高等学校等においても柔軟で質の高い学びを保障
- ⑤ 多様な学びの場、居場所を確保



(3) 全国の「学びの多様化学校」の設置状況

令和7年4月現在、「学びの多様化学校」は全国に58校(公立37校、私立21校)が設置されており、設置数は毎年増加している。

全国では、「不登校の児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境」の一つとして「学びの多様化学校」設置が進んでいる。


3 本市における不登校支援対策と「学びの多様化学校」の必要性について

(1) 本市の不登校児童生徒の状況に応じた支援策

本市では、不登校児童生徒の社会的自立を目指し、所属校や他機関との連携のなかで不登校児童生徒の状況に応じた様々な支援策を講じてきた。


所属校での支援

- 個別相談やカウンセリング、家庭訪問、リモート学習
- 校内教育支援センター(SSR)
- 別室登校
- ハートルーム(教育相談室)



所属校以外での支援

- あすなる教室、サテライトあすなるへの通級・教育相談
- 夜間学級への通級
- メンタルフレンド派遣



あすなる教室、サテライトあすなるに通級している生徒の声

「自校ではない場所であれば通える」

「自分に合わせた緩やかな時間であれば過ごしやすい」

夜間学級への通級生徒の声

「自校には登校しづらいが、学びを進めたい」

「登校時間が遅く、少人数であれば通える」

(2) あすなる教室や夜間学級へ通級する生徒の現状について

- ・「あすなる教室」「サテライトあすなる」に通級している児童生徒数・・・150名(小49名、中101名)(令和8年2月現在)
- ・「夜間学級」には、中学校に在籍しながら通級している生徒数・・・7名(令和7年4月)→16名(令和8年2月現在)

(3) 本市における「学びの多様化学校」の必要性について

不登校児童生徒が通級できる教室は個別の支援計画等で個への支援を行っているが、本市には、**不登校児童生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校**が未だ設置されていない。

教育の機会確保法の理念を受け、不登校児童生徒に対し、その状態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行うため、本市における「学びの多様化学校」の設置が必要である。

(1) 佐世保市学校教育審議会答申 (R8.1.19)の「提言」より

子どもたちの現状や意見をできる限り正確に把握し、学校づくりに活かすこと。

提言 1 子どもの声を学校づくりに活かし、多彩な力を伸ばす ～「子どもが主語」の学校づくり～

- (1) 学校は、「子どもが主語」の学校づくりを実現すること。教育委員会は、「子供の声」を反映した各学校独自の積極的な取り組みを支援すること。
 - ア 子どもの「好き」を育み、「得意」を伸ばす教育を佐世保市の強みとして推進する
 - イ 子どもたちが学校に何を望み、何を改善してほしいと考えているか、アンケート等で把握し、学校づくり・学校改善に生かすサイクルをつくる
 - ウ 子どもたちが自律的に学び続ける力を身に付けさせるために、子どもたち自身が学ぶ意義を主体的に考える機会を設ける
 - エ 子どもたちのやる気や可能性を伸ばすために、校種間の連携をより重視する
- (2) 夜間学級や学びの多様化学校などを含め、子どもたちが自分の「居場所」と感じられる場所や、悩み等を相談できる窓口を、可能な限り増やす
- (3) 子どもたちが「いやだと思うこと」や「その解決の手立て」に耳を傾け、子どもたちが安心でき、居心地が良いと感じられる環境をつくること。担任以外の教職員や地域の方との接点など「ナナメの関係」を増やすこと
- (4) 学校外の様々な大会等で優秀な成績をあげた児童生徒を積極的に顕彰し、一人一人の活躍を認め、喜び合うこと

(2) SASEBO みらい教育ビジョン ～すべての子どもたちの未来のために～ (案)

○子どもの声を学校の教育活動に生かす

学校運営・学級の教育活動に、子どもたちの思いや考えを生かしてみませんか？子どもたちが自分の思いや考えが学校づくりに生かされていると感じることができれば、子どもたちの主体性が育まれ、さらなる意欲向上が期待できます。総合的な学習の時間のカリキュラム作成など、先生が決めるのではなく、子どもたちの思いを聞き、カリキュラムに生かしてみませんか。・・・

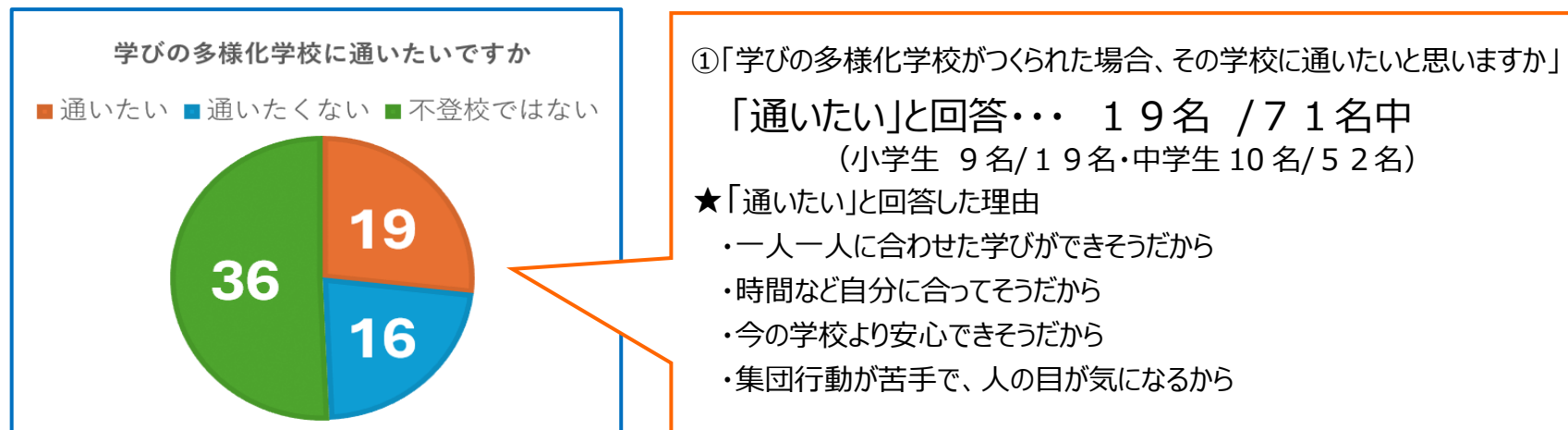


『「子どもが主語」の学校づくりを実現すること』という提言を受け、不登校状態にある子どもたちが「学びたい、通いたい」と思える「学びの多様化学校」にするため、子どもたちの声を聴く。

5 佐世保市「誰もが学びたくなる学校づくりアンケート調査」について

「子どもの声」を反映した学校づくりに資するため、令和7年7～8月、小学4年生から中学3年生までの児童生徒を対象にした「誰もが学びたくなる学校づくり」アンケート調査を実施した。（全回答数 8,072 件、内小学生 4,233 件、中学生 3,839 件）そのうち、学びの多様化学校の設置に関する児童生徒の声を聴取するため、出席状況別に以下のような回答を集約した。

(1) 「週に3・4回欠席している」児童生徒 71 名（小学生 19 名・中学生 52 名）からの回答について



(2) 「週に3・4回欠席している」児童生徒 71 名が考える「通いたい学校」と学校で「いやだな」と思うこと

① 「通いたい」と思える学校はどんな学校だと思いますか。

- ・しっかりと勉強を教えてもらえる
- ・静かで集中できる
- ・思いやりがありトラブルが少ない
- ・好きな授業ややりたいことがやれる
- ・一人になれる空間がある
- ・髪形などの制約が少ない
- ・話しやすい先生がいる

② 学校で「いやだな」と思うことは、どんなことですか。

- ・授業がわからない
- ・教室がうるさく、落ち着きがない
- ・みんなに注目される
- ・いじめやいじり
- ・強い口調の話し方や圧をかけられる

子どもたちが考える「通いたい」学校とは、「心落ち着く環境と信頼できる先生のもと、思いやりのある友達と共に、時には一人で、一人一人に合わせた学びに取り組み、『わかった・できた』という経験ができる学校」と捉えた。

6 専門家や学校関係者等から聴取した意見について

学校教育審議会答申には、「子どもたちが「いやだと思うこと」や「その解決の手立て」に耳を傾け、子どもたちが安心して、居心地が良いと感じられる環境をつくること。担任以外の教職員や地域の方との接点など「ナナメの関係」を増やすこと」という提言内容がある。本市の不登校支援に関わっておられる心理や福祉の専門家と学校関係者から、子どもたちの実情や背景、抱えている問題等を聴取し、学びの多様化学校づくりを構想した。

(1) 意見聴取の対象者 不登校支援スクールカウンセラー、あすなる教室等担当のスクールソーシャルワーカー、小中学校長

(2) 主な意見

項目	具体的意見	項目	具体的意見
日課	<ul style="list-style-type: none"> ・登校時刻を柔軟に設定する。 ・少人数学級（10人未満）で編制する。 ・行事は生徒への負担を配慮する ・身なりの規制はしない。 ・当日登校できるか不安定のため、給食ではないほうがよい。 	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは、信頼できる人を探している。 ・困ったときに相談できる先生がいる。 ・担任はクラスの枠をはずし、チーム制等柔軟に設定する。
		環境	<ul style="list-style-type: none"> ・学校という雰囲気苦手な子どもへの配慮が必要である。 ・光、音、温度、人の気配などを調整できるようにする。 ・個室やカームダウンスペースも必要である。
授業	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な学ばせ方を行う。 ・授業科目、総授業数を少なくする。 ・学習の遅れ、理解度に合わせた個別授業を行う。 ・進路選択（受験）に必要な教科を重視して学ばせる。 	サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・SCやSSWと面談できるようにする。 ・特性、知的能力、精神疾患、精神障害、家庭的背景要因へ配慮が必要である。 ・すこやかセンターや地域福祉推進室等との連携が必要である。
学習内容	<ul style="list-style-type: none"> ・体験学習は人との出会いや仲間意識を育むのに最適である。 ・社会や多様な人とのつながりから「好き」が見つかる。 ・社会で役立つ体験型授業、社会人講師授業、職場体験を実施する。 ・人との関わりなしに、スキルは身につかない。 ・体を動かす時間が必要である。不器用児への配慮もいる。 	指定校との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業時点で出身校に戻りたいという事例もありうることから、転校後も出身校との連携を図るとよい。 ・正式転校前には、体験通学を可能とする。
		ICT活用	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは、人との繋がりをネット上で持つことが普通になっている。入りやすい工夫の検討をした方がよい。

学校にある枠組みを緩やかにして環境調整を行い、児童生徒に自己選択、自己決定を委ねながら、心身共に健康に過ごせるよう配慮し、社会とのつながりを意識した学びができる「学びの多様化学校」をつくる必要がある。

7 ここまでのまとめ

○ 国の動向と「学びの多様化学校」の必要性

- ・不登校児童生徒数が増加の一途をたどっており、教育の機会確保法の理念を受け、全国では、「学びの多様化学校」設置が進んでいる。
- ・教育の機会確保法の理念を受け、不登校児童生徒に対し、その状態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行うため、本市における「学びの多様化学校」の設置が必要である。

○ 学校教育審議会答申を受けて

『『子どもが主語』の学校づくりを実現すること』という提言を受け、不登校状態にある子どもたちが「学びたい、通いたい」と思える「学びの多様化学校」にするため、子どもたちの声を聴く。

○ 子どもの声

子どもたちが考える「通いたい」学校とは、「心落ち着く環境と信頼できる先生のもと、思いやりのある友達と共に、時には一人で、一人一人に合わせた学びに取り組み、『わかった・できた』という経験ができる学校」と捉えた。

○ 専門家や学校関係者の意見

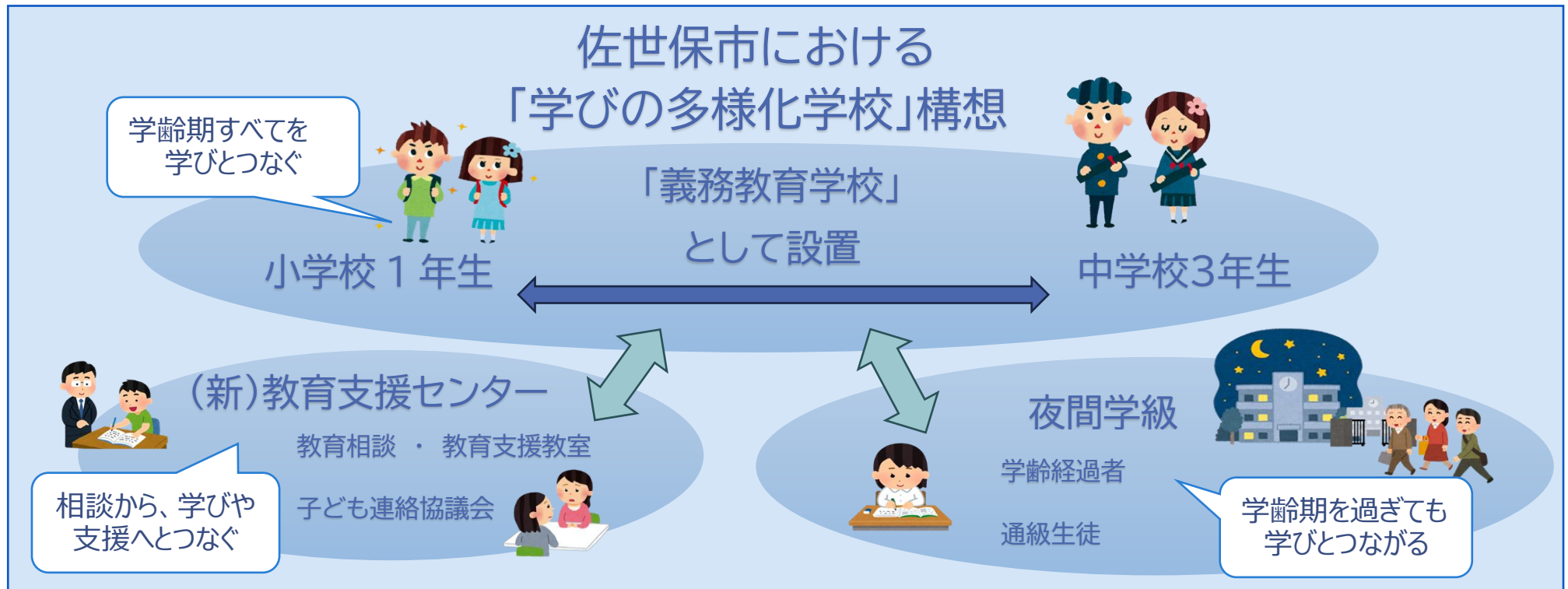
学校にある枠組みを緩やかにして環境調整を行い、児童生徒に自己選択、自己決定を委ねながら、心身共に健康に過ごせるよう配慮し、社会とのつながりを意識した学びができる「学びの多様化学校」をつくる必要がある。

- ・上記の内容をもとに、佐世保市における「学びの多様化学校」を次のように構想した。

8 佐世保市における「学びの多様化学校」の構想（案）

不登校により学びにアクセスできない子どもたちが、毎年一定数、義務教育期間を終えている現状から考えると、佐世保市における「学びの多様化学校」設置の必要性は極めて高い。「学びの多様化学校」は、不登校になったとしても、学びたいと思った時にいつでも学びを継続できるよう、小1から中3までを受け入れる義務教育学校として設置すべきである。また、不登校の状態のまま学齢期を過ぎ、義務教育段階における普通教育に相当する教育を十分に受けられなかった人のための夜間学級を併設する。このことにより、学齢期の児童生徒から学齢経過者まで連続して支援することが可能になる。さらに、「（新）教育支援センター」を併設し、児童生徒や保護者を相談内容に応じた支援へとつなぐ。

不登校支援に特化した「学びの多様化学校」を本市に設置して「誰一人取り残されない学びの保障」を推進していくことは、佐世保市の学校を、誰もが安心して学べる場にする、多様な子どもたちを受容し、子ども自らの力で伸びていく学校をつくることにつながり、本市すべての学校教育を豊かにすることにつながる。



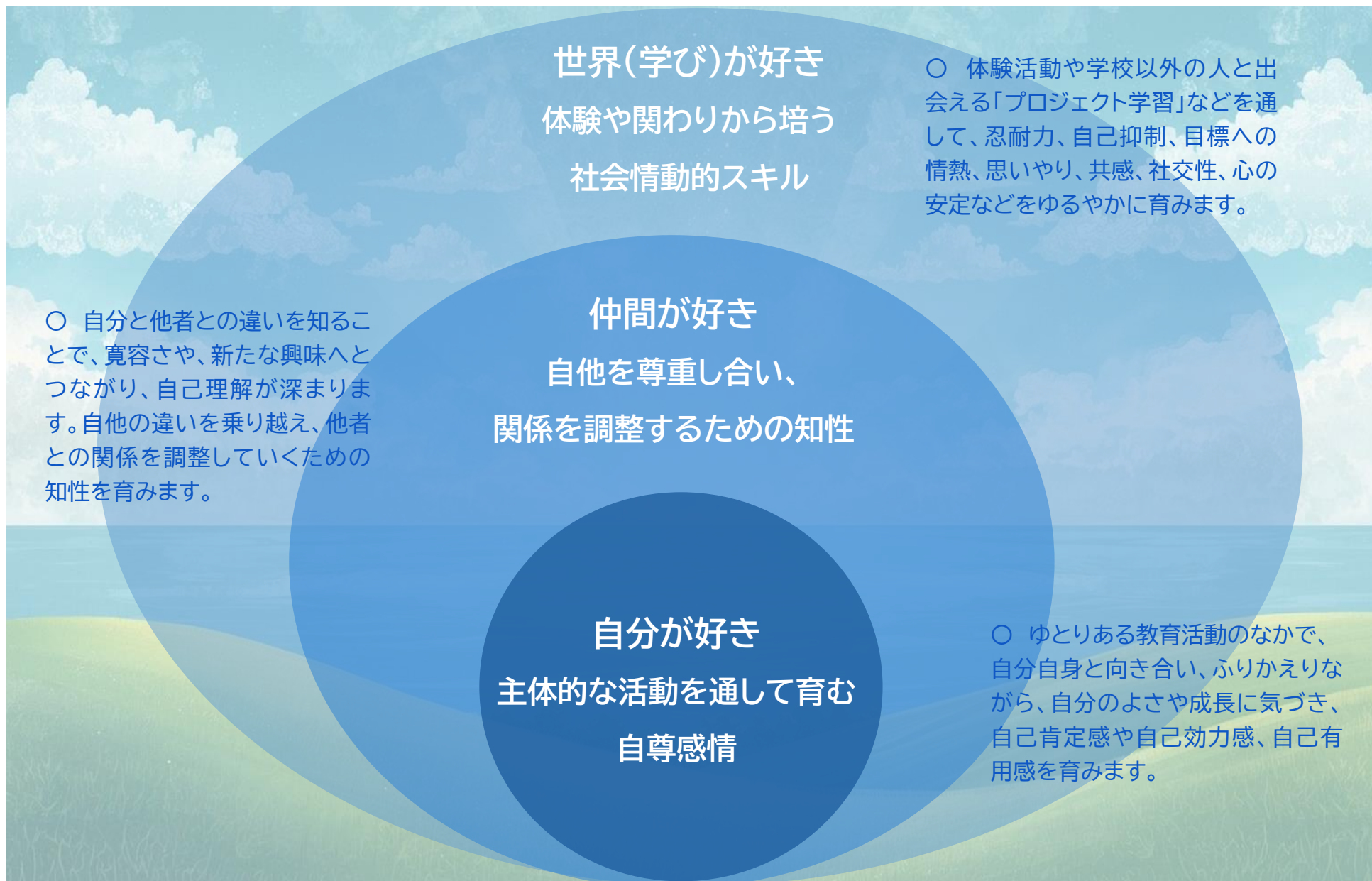
相談窓口から適切な支援へとつなぐ。不登校になったとしても学びたいと思った時に、「学びの多様化学校」や「夜間学級」で学ぶことができる。

9 佐世保市における「学びの多様化学校」の学校コンセプトと目指す学校のイメージ（案）

前述の本市の現状と学校教育の方向性、不登校状態にある子どもたちと支援に関わる関係者の思い等を踏まえ、本市における学びの多様化学校コンセプトと学校イメージを次のように構想している。



10 佐世保市「学びの多様化学校」で育む力（案）



1 1 佐世保市における「学びの多様化学校」の紹介（案）

・次のように「学びの多様化学校」の教育課程を構想しており、入学対象者となる児童生徒及び保護者への入学説明資料としていく。

（1）ゆとりある授業時数

○年間指導時数を、各学年の年間指導標準時数の 8 割程度として、1 日のゆとりをうみだします。

（2）1 日の過ごし方

- ・ 9 : 3 0 ~ 登 校 リモート出席や欠席については、タブレット等から送信します。
健康観察 教室でも、家でも、タブレットから今日の心のお天気を送信します。
1 日の計画 自分で、今日 1 日の活動計画を立てます。タブレットから入力することもできます。
- ・ 9 : 4 0 ~ 朝の 20 分学習 調子を整えながら自分の学びを始めます。
- ・ 1 0 : 1 0 ~ 午前 2 時間授業 一人学習、グループ学習など学び方を選びます。
- ・ 1 2 : 0 0 ~ 昼 食 自分が食べられるものを用意しましょう。給食は当面ありません。
- ・ 1 3 : 0 0 ~ 午後 2 時間授業 一人学習、グループ学習など学び方を選びます。
- ・ 1 4 : 5 0 ~ おはなし・片づけタイム 次の日のために片づけをしましょう。先生や友達と話したり、1 日のふりかえりを記入したりします。
学習の進め方やなやみごとなどを相談してもいいです。1 人がいいときは、心のお天気をタブレットで送信します。

（3）オリジナルの学び

○プロジェクト学習 自分でテーマを決めたり、いくつかの活動から選んだりして、学習を進めます。校外へ出たり、ゲストティーチャーを招いて一緒に学習したりすることもあります。

○学校行事 学校行事は、みなさんと話し合い、みなさんと決めて行います。

（4）学級や教室

○学級や教室は決まっていません。その日、過ごし方や過ごす部屋は自分で選びます。

○どの先生もみなさんの先生です。相談したいことがあれば、どの先生に話してもいいです。

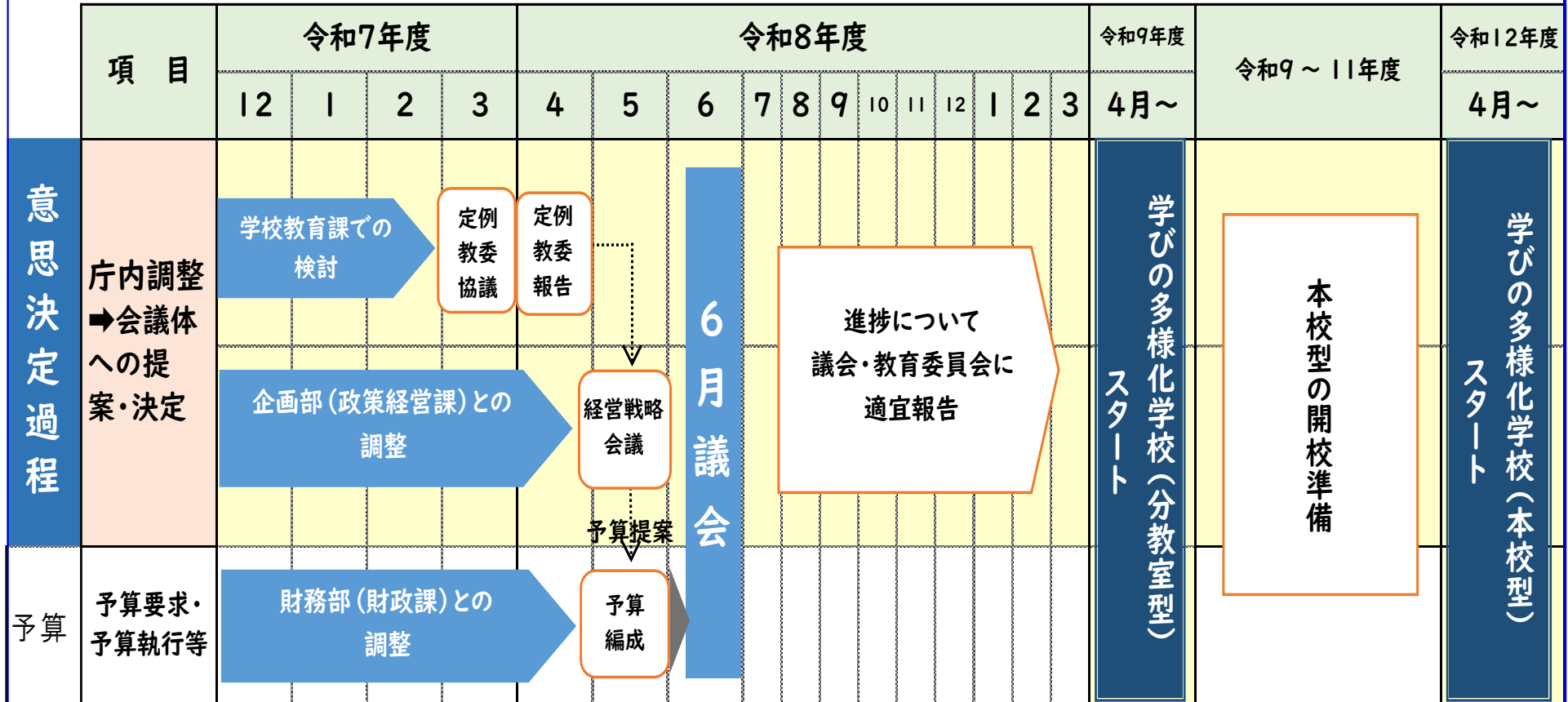
（5）親のためのおしゃべり懇談会

○月に 1 回程度のおしゃべり懇談会をします。参加は自由です。

○教員も参加しますが、入れるときは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも加わります。個別の相談もできます。

1 2 佐世保市における学びの多様化学校開設までのスケジュールについて

開設スケジュール(案)



1 3 早急に「学びの多様化学校」を設置するための「分教室開設プラン」(案)

毎年、不登校状態の生徒が中学校を卒業しており、早急に、このような生徒の学びの場を確保することが不可欠である。そこで、中学生を対象とした「学びの多様化学校」を、既存の学校の「分教室」として開設する。

(1) 分教室としての開設について

- ① 開級場所：【市有施設】旧バリアフリー生活館

(佐世保市花園町101-1)

※市の中心部に位置し、アクセス面や周辺施設に優れている

- ② 開級形態：佐世保市立清水中学校 分教室 (案)

- ③ 名 称：佐世保市立清水中学校花園分教室 (仮称)

通称：させぼ・ぼるた (仮称)

- ④ 開級時期：令和9年4月

- ⑤ 学級規模：中学1年～3年 各1学級

各学級10名程度、計30名程度を想定

- ⑥ 入学対象者：次の各項目すべてに該当する人とする。

(1) 佐世保市在住の生徒

(2) 不登校または不登校傾向の生徒

※「転入学検討委員会 (仮称)」で認めた生徒

(3) 学びの多様化学校で学びたいという意思がある生徒

- ⑦ 入学・転入時期：入学は4月。転入については随時。学校での説明・面談を実施し、体験入学等柔軟な受け入れ態勢を整えたうえで、

「転入学検討委員会」【仮】での協議を経て入学、転入を認める。



⑧ 昼食：弁当等の持参 ※その日の体調等によって登校・下校の予定が変更になる可能性があるため、当面、給食は実施しない。

⑨ 通学：徒歩または公共交通機関での通学を基本とする。保護者による送迎での通学を可能とする。

(2) 日課と場づくり

① 日課 それぞれの「自分のペース」を大切にしたい、ゆとりのある学校生活

① 登校時間を9時30分とし、ゆとりをもって登校できる設定とする。

② HRは全学年生徒を全職員で対応する。オンラインでの参加も可能とする。

③ 時間割を示しながらも、生徒が自ら学習計画を立て、個別に学んだり、グループで授業を受けたりする。

② 居場所づくり

		時間割 (イメージ)					
		時刻	月	火	水	木	金
短学活 10分	9:30~9:40	朝のHR (全学年合同)					
1校時 20分	9:40~10:00	MT	MT	MT	MT	MT	
2校時 50分	10:10~11:00	数学	理科	理科/社会	数学	国語	
3校時 50分	11:10~12:00	社会	英語	国語	英語	保体	
昼食・昼休み 60分	12:00~13:00	昼食・昼休み (全学年合同)					
4校時 50分	13:00~13:50	アミュテック	PJ	保体	PJ	アミュテック	
5校時 50分	14:00~14:50	アミュテック	学活	PJ	PJ	道徳	
短学活 15分	14:50~15:05	帰りのHR・清掃 (全学年合同)					

⑦ 生徒が帰宅後、職員でカンファレンスを行い、本日の気づきを共有し、次の日の対応や今後の関わり方について話し合い、一人一人をしっかり見つめた対応の充実を図る。

④ Morning-Time
朝は自分のペースで学びに向かえるよう、端末での個別学習または簡単なエクササイズで体を動かす時間とする。

⑤ 午後からは活動的な学びを取り入れる。校外学習や体験活動の内容によっては2時間続きで取り組むことができるようにする。

⑥ 帰りのHRでは、1日の様子を職員と話す時間とする。相談等がしやすい雰囲気をつくる。

- ・学習を行うためのメイン教室の他に、リラックススペースや軽運動ができる公園など、生徒が自己調整し、ニーズに対応できる多様な場を設ける。
- ・教員やスクール・カウンセラーが定期的に保護者面談を行い、保護者に寄り添った支援体制を整える。
- ・保護者懇談会等を月1回程度行いながら、家庭での様子を把握し、支援の在り方に活かす。保護者同士が安心して話ができる場を定期的に設ける。

【参考】「学びの多様化学校」分教室における教室配置等の整備イメージ

学びの多様化学校 花園分教室 教室配置(案)

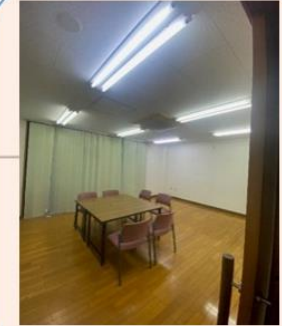
人工河川公園
(運動・自然観察可)



外観



市立図書館(図書室代替)、
佐世保中央公園(運動場代替)
徒歩圏内



多様な授業形態に対応
するためパーティション
購入予定
※部屋の仕切り・個別
学習の仕切り
※ホワイトボードとし
ても使用可



気持ちが不安定なとき
に「個別で」落ち着いた
学習ができるように
するため、ソファや
ビーズクッション購入
予定



差替

3月定例教育委員会 (報告)

- ① 令和8年度使用学校体育実技教材用図書(副読本)の選定について(学校保健課) . . . P 1～P 1
- ② 教育委員の小・中学校合同校長研修会への出席依頼について(学校教育課) . . . P 2～P 2

令和8年度使用学校体育実技教材用図書（副読本）の選定について

学校保健課

1 学校体育実技教材用図書（以下副読本）の使用目的

小・中学校及び義務教育学校の体育及び保健体育の授業において、児童・生徒が理解を深め、主体的に学習に取り組むための一助とすることを目的とする。

2 選定の手順

- 1 業者への見本送付の依頼
- 2 小・中学校への推薦本検討委員選出の依頼
- 3 小・中学校からの推薦本検討委員選出の報告
- 4 見本の提供により、推薦本検討委員長への推薦本検討依頼
- 5 小・中学校推薦本検討委員による検討作業
- 6 小・中学校推薦本検討委員長による検討内容資料の提出
- 7 「副読本選定委員会」において、副読本選定の協議を行い、協議した内容をもとに選定委員長である教育長が決定を行う
- 8 定例教育委員会で副読本決定の報告

3 推薦本検討委員選出依頼先

【小学校】

教育研究会会長 岩田 美輝（早岐小）
体育研究部長 松永 淳一郎（楠栖小）
担当校長（2名） 田川 剛（天神小）
阿比留 達也（三川内小）

【中学校】

教育研究会会長 諸藤 智一（江迎中）
体育研究部長 末川宗一郎（相浦中）

4 副読本選定会議

【日 時】 令和8年1月19日（月） 【場所】 6階 会議室1

【出席者】 教育長 教育総務部長 学校教育部長 学校教育部次長 学校教育部主幹
事務局員（学校保健課長 学校保健課主幹）

5 選定副読本

(1) 小学校 「体育の学習」(光文書院)

- 【選定理由】 ①協働での課題解決や主体的な学習につながるような工夫がなされ、また、学習の仕方がわかりやすく示されているため学習の見通しが立てやすい。
②二次元コード（動画視聴）の掲載の仕方が工夫されており、ICT 活用につながる。
③写真やイラストが豊富で視覚的に理解しやすい等、実際に児童が手にしたときに魅力を感じやすいものである。 等

(2) 中学校 「中学体育実技」(Gakken)

- 【選定理由】 ①学びの流れ、思考の流れを重んじた内容になっており、学習指導要領が求めているものが達成できる構成になっている。
②動画等の活用の仕方が詳細に掲載されており、質量ともに充実している。
③生徒自らが授業をつくり、協働的な学びを育むことができる工夫がなされている。

教育委員の小・中学校合同校長研修会への出席依頼について

学校教育課

1 目的

年間3回程度開催される小・中合同校長研修会の際に、教育委員から1名輪番で出席いただき、教育への思いや本市の教育振興への願い、学校教育への所感等を含めた指導をいただくもの。

2 合同開催予定日時と出席者

令和8年5月11日（月） 10:00～10:30 西沢教育委員

令和9年1月 7日（木） 10:00～10:30 中村教育委員

※10時に研修会が始まります。陣内教育長の話の後に10分～15分のお話をお願いします。